

平成29年第4回ニセコ町議会定例会 第2号

平成29年9月13日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 請願第 1号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と『30人以下学級』の実現、『子どもの貧困』解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の採択を求める陳情
(総務常任委員会報告)
- 4 一般質問
- 5 議案第 1号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議について
- 6 議案第 2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議について
- 7 議案第 3号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議について
- 8 議案第 4号 町税条例等の一部を改正する条例
- 9 議案第 5号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 6号 ニセコ子ども館設置条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 7号 ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 8号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算
- 13 議案第 9号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 14 議案第10号 平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 15 発議第 2号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案
- 16 発議第 3号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案
- 17 意見案第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 18 議案第11号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
- 19 議案第12号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算（追加）
- 20 議員派遣の件
- 21 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 22 閉会中の継続審査の申し出について
(決算特別委員会)
- 23 意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・

拡充と就学保障に向けた意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士議員 外4名)

○出席議員（10名）

1番 木下裕三	2番 浜本和彦
3番 青羽雄士	4番 斉藤うめ子
5番 竹内正貴	6番 三谷典久
7番 篠原正男	8番 新井正治
9番 猪狩一郎	10番 高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	千葉敬貴
総務課長	阿部信幸
総務課参事	黒瀧敏雄
企画環境課長	山本契太
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	横山俊幸
保健福祉課長	折内光洋
農政課長	
	福村一広
農業委員会事務局長	
国営農地再編推進室長	藤田明彦
商工観光課長	前原功治
建設課長	高瀬達矢
上下水道課長	石山康行
総務係長	桜井幸則
財政係長	川埜満寿夫
代表監査委員	小松弘幸
教育長	菊地博
学校教育課長	加藤紀孝
町民学習課長	佐藤寛樹
学校給食センター長	高田生二

幼 児 セ ン タ ー 長
農 業 委 員 会 長

酒 井 葉 子
荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長
書 記

佐 竹 祐 子
中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員数は10名です。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、篠原正男君、8番、新井正治君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告をいたします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。
次に、去る9月7日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に浜本和彦君、同副委員長に新井正治君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 陳情第2号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と『30人以下学級』の実現、『子どもの貧困』解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の採択を求める陳情の件を議題とします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
青羽総務常任委員長。

○総務常任委員長（青羽雄士君） おはようございます。去る9月7日の本会議におきまして当委員会に付託されました陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と『30人以下学級』の実現、『子どもの貧困』解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の採択を求める陳情は、9月7日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと

決しましたので、ご報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

これより陳情第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と『30人以下学級』の実現、『子どもの貧困』解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の採択を求める陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長（高橋 守君） 日程第4、一般質問に入ります。

一般質問に入る前に、一般質問の日にちのほうなのですが、平成29年6月21日になっていますが、9月13日に訂正いたします。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。4番、斉藤うめ子です。通告に従いまして、一般質問を2件させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、がん対策と子どもへのがん教育の推進について。9月はがん征圧月間です。がん対策基本法が2006年6月に成立し、翌2007年4月に施行されてから10年が経過しました。ご存じのように、1980年から既に日本人の死因第1位を占めるがんは国民病とも言われ、生涯日本人の2人に1人はがんにかかり、3人に1人はがんで亡くなる時代です。昨年のがん死亡者は、年間37万4,000人に達し、毎年ふえ続けています。しかし、一般的にまだがんについての正しい知識を得る

機会が少ないのが現状です。まず、がんの予防対策として、健康なうちからがんに関する基本的な知識を学ぶことが必要であり、子どものときからがんに関するがん教育の取り組みが重要と思います。そして、がんの早期発見のための検診の向上が挙げられます。そこで、次の4点について町長並びに教育長の所見を伺います。

1 点目、ニセコ町の過去5年間のがん罹患者数と死亡者数について男女別で。

2 番目、がん検診の受診状況について。

3、ニセコ町として今後のがん対策、特に予防対策とがん検診への取り組みについて。

4、ニセコ町の児童生徒へのがん教育の現状と対策について伺いたと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。きょう1日よろしくお願いいたします。それでは、斉藤議員のご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、後志管内においても死因の第1位はがんによるものでございます。ニセコ町では、予防や早期発見のため人間ドックやがん検診の受診の勧奨を行っているところでございます。ニセコ町の過去5年間のがんの罹患者数及び死亡者数は、平成24年から平成28年までの間、男性3人、女性2人の計5人であり、死亡者の数は男性が40人、女性が26人となっております。

なお、罹患者のこの患者のデータにつきましては、ニセコ町が実施している検診の受診により判明した人数となっており、死亡者のデータは倶知安保健所により公表されている人口動態調査によるデータとなっております。

また、過去5年間の各種がん検診の受診状況でございますか、平成24年度から平成28年度までの受診者数は、胃がん検診が1,127人、肺がんが1,252人、大腸がんが1,326人、子宮がんが538人、乳がんが521人の皆さんが受診をされているところでございます。受診率においては、胃がん検診では12.2%から年度によって違いますが、14.8%までの差があります。肺がんでは15.1%から16.3%、大腸がんでは15.4%から17.4%、子宮がんでは14.3%から24.2%、乳がんでは19.5%から26.7%となっております。

がん対策についてであります。やはり予防が大切であり、そのための受診勧奨が重要であることから、昨年より国民健康保険加入者で検診の申し込みがない方に、はがきによる受診勧奨や電話による受診勧奨を行い、本年においてもはがきにより受診勧奨を実施し、検診の呼びかけを行っているところでございます。また、各種検診の勧奨や町が費用負担するがん検診無料クーポン券の発行を行うことにより、受診率の向上や早期発見に努めているところでございます。さらには、がん予防には生活習慣病の予防が大切であると考えております。これからも禁煙、食事や適度な運動によるがん予防など、保健師や栄養士とともに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、私のほうから斉藤議員ご質問の4点

目につきましてお答えをしたいというふうに思います。

学校におけるがん教育については、文部科学省のがん教育のあり方に関する検討会において平成27年にその考え方が示されているほか、昨年行われたがん対策基本法の一部改正により、学校教育におけるがんに関する教育の推進が定められたところと認識しております。本町におけるがん教育の現状と対応については、現行の学習指導要領とこれに基づく教育課程の中で学校において適切に取り扱うことに努めております。具体的には小学校体育科の保健領域で病気の予防において、中学校並びに高校の保健体育科の保健分野では健康な生活と疾病の予防においてそれぞれ喫煙による肺がんのリスクなどを扱っております。今後も国の動向に留意し、提供される教材の活用なども図ってまいります。全体の授業時数も限られていることから、そうした面にも配慮しながら、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） まず、町長からの答弁なのですが、この5年間で、私聞き違えていないですね。男性3人、女性2人、5年間で5人という亡くなる方の割合なのですが、とおっしゃったと思うのですが、違いましたか。聞き違いましたか。平成24年から28年の間で、では後でもう一回、済みません、聞き違いました。罹患者数に関しては、これは5年間のトータル、私が伺いたかったのは年度ごとというのですか、過去5年間にさかのぼって5年前には何人というふうな統計を示していただきたかったのですが、それはいただけなかったと思うのです、1年ごとの。

それから、受診率なのですが、町長の行政報告にもありましたように、例えば1人の方が2つも3つも受診しているという可能性があるわけです。それにしても各分野における受診率というのは20%を、子宮に関しては20%でしたか、なっていますけれども、受診率が非常に低いということがこのデータから、答弁から感じられるのですが、受診率がこんなに低いということはどのように考えられているのか。それから、その前に言った重ねてやっらっしゃる方、実質的に受診対象者の方の例えば100人いるとしたらその中の何%は、十何%、十何%と分野別、種類別に分けていますけれども、ひょっとしたらもっと低いのではないかと。厚生労働省がまずは目標としての50%なのですが、この50%には到底及ばないのが現状で、かなり低い率ではないかと思うのです。そして、仮に50%の方が受診したとしても、あと50%の方は受診しなければそれだけ危険率というか、罹患する可能性も高くなってくるわけです。そのところをもう少し町として対策を考えられてはいかかかと思っています。

そして、私は、今回いろんなことをきっかけで調べましたけれども、60歳以上になるとがんの罹患率が急激に高くなるわけです。ですから、ちょっと生々しい具体例になるかもしれませんが、この議場にいらっしゃる皆さん、男性の60歳過ぎて死ぬまでに六十数%、ここにいらっしゃる方の20人はがん罹患する、統計上そういうことになるわけです。これは、本当に救われる命も救われないことになるのではないかと思います。そして、治療が遅くなれば、それだけ費用も高くなります。ですから、これはしっかりこれから取り組んでいただきたいというふうに思

っています。

繰り返してごめんなさい。先ほど言ったことも答えていただきたいということと、実際には何人ぐらいになるのか。

それから、教育長が文科省のことをおっしゃいましたけれども、文部科学省は私が調べた範囲では来年から新指導要領をもとにして小中高でがん教育の全国展開を目指すとしております。これはご存じでしょうか。それから、もう既に平成24年から28年の5年間にかけて、文科省はがん教育のあり方に関する検討会を設けて、報告書をまとめて、全国の137校、去年です、モデル事業を実施して、そのデータを出しております。私も今回ニセコ町の学校の校長先生とお話しさせていただいたのですが、現在の対策としては一般的な保健の病気の中の一つとして扱っている範囲にとどめているようなのですが、実際にこれだけの人たちがかかっているのもっともっと力を入れて教育する。まず、健康なうちからするという、そういう知識ということ。ここに私も申し上げたように、やはり認識がまだ足りないのではないか。正確ながんの基本的な知識がまだまだ足りないのではないか。そして、私は一番効果的なのは教育、学校で子どもたちに正しいがん教育をすることがまず一番の大切なことではないかというふうに考えておりますけれども、これについて町長、また教育長どのように考えられているのか、今後の対策も含めて所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 詳細のほうは、担当課長のほうから年度ごとの受診率等も全部出ておりますので、報告させていただきたいというふうに思います。ただ、これまでやっている中で、クーポン券を出さなかった年と出した年と比較すると、クーポン券を出した年のほうが受診率が高いということもわかっておりますので、クーポンへの勧奨であるとか、あるいは実施する曜日、時期によってもなかなかその検診を受けづらい等いろんな事情があるのかもしれないので、斉藤議員おっしゃる視点も踏まえながら、今後さらに充実できるよう努めてまいりたいと思います。

なお、過去5年間の詳細につきまして、折内課長のほうからご報告申し上げます。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） それでは、罹患者数関係のデータをお知らせしたいと思います。

まず、1点なのですが、実は罹患者の把握というのは、個人の方が病院に行きましてがんだということがわかった場合は、行政のほうではそれは承知するというか、知り得ることはできません。それで、先ほど町長の答弁にもありまして、まずは町で実施しておりますがん検診の中において例えば精検になって、精密検査をしたところがんであったということが判明した数、これが罹患者数として先ほど町長が答えております。

それでは、年度ごとのまず罹患者数でございますけれども、罹患者数と死亡者数一緒に答えます。平成24年度ですけれども、男性が1人、女性が2人、死亡者につきましては、これも先ほど言いましたが、俱知安保健所の統計データとして出ているものでございますけれども、男性が4人、女性が6人。平成25年度におきましては、うちの知り得ました罹患者数はおりません。死亡者につきましては、男性が12人、女性が7人。平成26年度におきましては、罹患者数が男性が2

人、女性が1人、死亡者につきましては男性が10人、女性が1人。平成27年度におきましては、罹患者はおりません。死亡は、男性8人、女性9人。平成28年度におきましては、罹患者はおりません。死亡は、男性6人、女性3人となっております。

それと、受診率でございます。これは、各がんの部分でご報告いたします。まず、胃がん検診の受診率でございますけれども、平成24年度が14.8%、平成25年、14.6%、平成26年、12.2%、平成27年度、14.7%、平成28年、13.7%。肺がん検診におきましては、平成24年が16.1%、平成25年が16.0%、平成26年が15.1%、平成27年が15.9%、平成28年におきましては16.3%。大腸がんの検診の受診率ですけれども、平成24年度が17.4%、平成25年度、17.2%、平成26年、15.4%、平成27年度が17.1%、平成28年度におきましては16.4%。子宮がん検診でございますけれども、平成24年度が24.2%、平成25年度が23.0%、平成26年が16.4%、平成27年が14.3%、平成28年が14.9%となっております。乳がん検診におきましては、平成24年度、26.7%、平成25年、26.5%、平成26年、19.5%、平成27年、21.7%、平成28年、22.1%となっております。

また、斉藤議員のほうのご質問でありました受診率が重なっているのではないかというようなことですが、うちの保健福祉課の場合、例えばAさんという方が一回でも受けている、ですからそれを人口にして何%というのは出しておりません、データとしては。ですから、今答えているように胃がん検診だと何人が受けている、その受診率、乳がん検診だと何人が受けていて、それが人口に対しての何%というようなデータしかとってはございません。

それと、町長からも答えましたけれども、60歳以上上がる傾向にあるということで、うちの健康づくりのほうも何とかがん検診の受診率を高めようということで、町長の答弁にもありましたとおり、クーポンを発行すると。これも年齢的にも20歳から始めるものですか40歳から始めるということで、多くの個人通知をしながら受診勧奨をしているということでございます。また、この検診の際にも行政推進員の方を通じての通知ですとか広報による通知、または検診を受ける日を定めてもらいたいという観点から「もっと知りたいことしの仕事」、これらにもあらかじめ検診日を書きながら、受診勧奨を行っているところでございます。

いずれにしても、がん対策につきましては、早期発見が非常に有効と考えていますので、これらのことを健康づくり、保健師、栄養士とともに取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、子どものうちから病気の予防、あるいは健康生活に対する正しい知識、そして行動をするということは、大変大事なことだというふうに思っております。それゆえに、各学校では保健の授業に限らず、特別活動だったり、学校全体の活動、あるいは養護教諭における健康指導の面で子どもたちにそういう健康に対する指導と啓発を行っているところでございます。

先ほどの文科省が来年度から小学校から高校までがん教育全国展開するということについまし

ては、私のほうも十分な認識をしておりませんでしたので、確認をしたいというふうに思っております。ただ、平成27年度、議員おっしゃるとおり、がん教育の推進校、モデル校を指定されたり、その後文科省のほうでもがん教育の推進のための教材、これが平成28年に提供されておりますので、中身を見ますと大変子どもたちにはわかりやすい内容で載っている教材かなというふうに思いますので、現在は先ほどお答えしましたように病気と予防等についてがんについても取り扱うことになっておりますけれども、今後につきましてはその教材を十分に活用しながら、さらにがん教育充実図ってまいりたいなということで学校と連携をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、指導要領の改訂につきましては、小学校が2020年度、順次その後1年おくれで中学校、高校となっておりますので、指導要領の改訂とともに保健領域においてのそのがん教育の取り扱いというのも盛り込まれてくることが予想されると思いますので、その辺の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ただいまの答弁なのですが、1つ折内課長からの説明の中でちょっと理解できないところがあったのですが、年度ごと、罹患率は平成24年度1人とか、男性1人、2人とか、でも死亡者数はずっと高いですね。これはよく理解できないところなのですが、それと罹患率これしかないのに、ゼロのときも10人とか8人とか9人とかというこの説明が理解できなかったのです、後でも結構ですので、またお答えいただけたらと思います。

それから、いずれにしてもニセコ町で行っている受診率というのは、20%を超えるのは女性に関する子宮がんとか乳がんだけであって、あとは平均すると20%以下、15%前後が現状ではないかと思うのです。受診率が非常に低いということは、大変なことなのですが、私は最初に申し上げたように、まず予防するにはどうするのかということが一番大事なことはないかなというふうに思っております。

そして、あちこち飛んでごめんなさい。余りたくさんあったので、順序わからなくなっちゃったのですが、菊地教育長がおっしゃった次期指導要領にも明記されているというのは、これは私文科省のところで読んだのですが、たくさんたくさん情報がありまして大変なのですが、政府のがん対策推進基本法が2012年から2016年、要するに5年間にわたって作成されて、それを文科省が2014年、平成26年度にがん教育のあり方に関する検討会を設けて報告書をまとめて教材を開発して、そして全国の26地域137校をモデル校として実施したという経緯があるので、これは、また後でしっかり調べていただきたいと思っています。

それから、60歳以上になるとがんの罹患率が非常に高くなる。死亡の第1位はがんなのですが、第2位の心疾患とか肺炎とか脳血管で患って亡くなる方の中には、がんを併発している方がたくさんいらっしゃるということが今報告されています。ですから、実際の罹患率というのはもっと高くなる可能性があるということなのです。

それで、最後にひとつぜひ引用を読み上げさせていただきたいと思っております。がん対策について、がん対策基本法が成立した背景があるのですけれども、私大変感動して、何度も読ませていただいたのですけれども、ごく一部です。ことし2017年5月30日、厚生労働委員会においてがん闘病経験者である三原じゅん子参議院議員が、このがん対策基本法の成立のきっかけになったのですけれども、2006年5月22日、みずからがん患者であることを公表し、がん対策基本法の必要性を訴え、成立に至らせた故山本孝史議員がたばこの政策に関して非常に心残りだと発言していたことを言及し、原則屋内禁煙を求める発言をしています。以下ですけれども、受動喫煙が原因で年間1万5,000人が亡くなっています。この数字はたった1年でです。1年でこれだけの数の国民の命を守れなかったということです。我々政治家は、日ごろから有権者の声を政治に反映しようと努力しています。しかしながら、それは今生きている人、その人たちだけの声でいいのでしょうか。議員となった7年前に山本孝史先生の議事録を全て読ませていただきましたが、最後までたばこの政策に関して非常に心残りだという発言をされていたことを記憶しています。こうした死者の英知というものを引き継いでいくのが政治であり、過去に受動喫煙で亡くなった方々の無念の魂というものを静めることもまた使命ではないかと思っています。それがあすを生きる子どもたちの未来につながっていくのではないのでしょうかと、こう述べています。がん克服に向けて、がん対策とがん教育を積極的に推進していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 先ほどの斉藤議員の罹患者数の考え方でございます。確かにニセコ町の中にはがんを患っている方は多数おられるかと思えます。ただ、その数値的にはニセコ町の保健福祉課ではつかんでおりません。この罹患者の考え方ですけれども、例えば平成24年度の男性1名、女性2名という方は、24年度にニセコ町の検診を受けて、新規にといいますか、がんの病巣があるということを知らされた方、それもあくまでもニセコ町の各種がん検診で精密検査を行って、がんでしたねということが判明した方々が男性1人、女性2人いるということです。ですから、そのほかにも例えば病院に行ったりしてがんの告知をされたりしている方はいるかと思えますけれども、それはちょっとうちのほうでは捉えられていないということです。

それで、24年度の死亡者につきましては、これは倶知安保健所の人口動態調査というのがありまして、それは死亡届によりながら何の原因で亡くなったかというようなデータを倶知安保健所のほうがっております。それが24年度の中、例えばそれががんが発症した方が2年前の方かもしれませんし、去年かもしれませんし、そういう方々はちょっとわからないのですが、24年にがんで亡くなったという方が男性4人、女性6人ということで、ニセコ町の知り得た罹患者数と死亡者数の違いが大きく出てくるということになります。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 斉藤議員おっしゃるとおり、予防、それから健康づくり、生きがいづくりというのは、非常に重要だというふうに思っております。その中で、日本の制度の欠陥という

のは、各保険制度がそれぞれ国保、あるいは共済、社会保険と違っていて、当該自治体で、我が町で何の病名が今現在一番多いかというのは承知し得ないということに制度としてなっています。2年前に新潟県見附市が日本で初めてであります、厚生労働省の支援を受けて、社会保険を含めた全ての見附市民の情報をデータとして集積をし、見附市民に何の病気が多いか、それはどういう原因か、栄養指導はどうなっているかという分析をして、現在厚生労働省とともにモデル事業として進めております。こういったウェルネス構想の推進会議というのがあったり、あるいは福祉ユニットという福祉を専門に自治体で実践をしながら、厚生労働省の政策に反映をしていくという組織もありますので、我が町も健康づくり、それから予防の面で次のステージに行くためにはこういった組織にも加盟しながら、厚生労働省の支援を受けて、この地域の健康づくり、それから予防対策拡充してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 先ほどの全国展開のお話でしたけれども、大変失礼をいたしました。文科省のほうからは、29年度、今年度以降全国展開を目指すということで、5月24日に文科省のモデル事業を踏まえて、がん教育の実践事例ということで資料が届いており、各学校には配付をしているところでございます。今後既に取り組みを始めているところもあるかというふうに思いますけれども、保健の授業においてはちょうどその単元の学習がこの秋ということでもありますので、それら配付された資料を十分に活用するように各学校とも連携を図ってまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に入ってください。

○4番（斉藤うめ子君） 議長、済みません、ちょっと一言だけいいですか。

道新の9月3日に町長今答弁されたところで道が市町村別に調査という、ご存じかと思いますが、調査を12月までに公表するそうなので、その町村、町村それぞれの特徴、それを調査する。がんだけではなくののですけれども、生活習慣病とがんの死亡率ということが載っていますので、ニセコ町もそれに調査をしなければならぬかなと思っています。それと、2016年、去年1月1日から厚生労働省は、全国全ての国民のがん罹患率、死亡率を調査するというので始めていますので、それをまたお伝えしたいと思います。済みません。

では、次にまいります。2件目、平成28年度臨時福祉給付金経済対策分の支給について伺います。平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために厚生労働省が平成26年から始めた給付金の支給は、今回の分を含め28年度までに6回実施されています。前回6月議会定例会で臨時福祉給付金経済対策分の補正予算について質疑、賛成討論を行ったとおりですが、担当課である保健福祉課が調査したところ、45件の支給対象者が新たに確認され、その分も含め60人分90万円を補正計上され、承認可決されました。今回の臨時福祉給付金経済対策分の受け付け期間が1月10日から3月31日の冬期間ということもあり、支給対象者でありながら長期不在により周知が行き渡らず申請漏れが発生した結果、新たに救済措置がとられ、申請の受け付け期間が8月末までとなりましたが、その結果を伺いたいと思います。

また、これまで5回行われてきた給付金支給の周知方法について町長に伺います。1点目、新たに申請された支給対象者数、2、過去5回の周知方法について、3、給付金支給対象者への周知方法とニセコ町個人情報保護条例の規定との関係について、以上町長に伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この臨時福祉給付金は、国の消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない方への影響を緩和するため、国の暫定的、臨時的な措置として実施されているものでございます。

1問目のご質問にお答え申し上げます。平成28年度実施の臨時福祉給付金、この経済対策分につきましては、平成29年1月10日から3月31日を申請受け付け期間として、申請のあった方のうち要件を満たした406件、620名、計930万円の給付金を支給しているところでございます。平成29年度実施の臨時福祉給付金受け付けにつきましては、前回の給付金が未申請の方を対象に実施したところ、26件、41名の方から申請を受け付けております。なお、書類審査を昨日終えた結果、最終的に25件、39名の方に支給決定がなされたところでございます。

ご質問の2点目の過去5年間の周知方法につきましては、支給対象の有無にかかわらず広く全町に周知することを目的とし、郵便局のタウンメールを利用し、町内に住居のある方へ個別周知を行うほか、行政推進員へのチラシ配布、町ホームページ、ラジオニセコによる放送、そよかぜメールの配信、公共施設でのポスター掲示を実施してきております。

給付金支給対象者への周知方法と3点目にありましたニセコ町個人情報保護条例の規定との関係でございますが、条例においては、町長は個人情報取り扱い事務の目的以外の目的のために内部において利用、または実施機関以外の者に提供してはならないと規定しており、本人の同意があるときはこの限りでないという規定になっております。これにより保健福祉課においては、その都度ニセコ町臨時福祉給付金支給事業実施要綱を定め、交付金申請行為と同時に個人情報の目的外利用に本人の同意を取りつけることとしております。このことにより事務の効率化や個人情報の扱いに関する不信感の排除など、円滑な事務が図られてきているものと考えているところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ただいまの答弁で、1点目、最終的には39人支給が決定したということなのですが、それで39名の内訳と申しますのは、保健福祉課で申請しなかった方々45人に今回はご案内を差し上げていると聞いております。それで、前回の行政報告では41人という数字がありましたから、最終的には審査の結果39人になったということなのですが、これは案内によって申請されて、そして受けることになった方と、また全く新たに来た方もいらっしゃるのでしょうか。前回の6月の補正予算では、60人分、申請されなかった45人分と、それからさらにそれに15名を上乗せして60人分の補正予算を組んだわけですが、結果的には39人という結果になって、かなり人数が違いが出てきたようなのですが、なぜこういうふうになったのか、1点目。

それから、私が質問したことに対して町長の回答なのですが、過去5年間もニセコ町は個人情

報保護条例によって全町民対象ですか、タウンメールや何かでやってきた。今回も含めて6回とも全く同じやり方でしてきたということですのでよろしいのですか。それで、26年度からの臨時福祉給付金のデータを保健福祉課からいただいたのですけれども、内容によってはこれ見ますと非常に少ない、18件申請して11件が審査されたとか、そういうのもあるわけです。こういう場合も全て全戸にされたわけですか。

そこで、1つお聞きしたいのは、私も4回ですか、厚生労働省にわからないことが多くて直接問い合わせをしております。それから、近隣町村6町村、全部で7町村なのですけれども、どういうやり方をされたかということをお聞きをしております。そうしましたら、このチラシ、これにあるように全く厚生労働省からの指示どおりにここにある支給対象者に直接もう既に把握、前回5回目のときに申請された方、3,000円分受け取った方に対して個別にご案内を差し上げている。6町村がそうでした。1町村だけ違っていたのですけれども、ニセコ町と同じやり方でした。そして、そのほかにももちろん広報とかラジオだとかいろんな方法で周知はされてきたというふうに伺っています。この6町村は、ニセコ町と違う厚生労働省の指示どおりにやってきた。何も問題がなかった。私は、個人情報保護条例というのはもちろん大切なことなので、保健福祉課がこの人の所得はどうですかとかということをお聞きすることはできないと思います。けれども、税務課は、課税とか非課税の町民の状況を全て把握しているわけですから、今回のまずこれにあったようにどんな人がもらえるかといったときに、この条件に、単純な条件ですけれども、課税しているか、非課税しているかというだけで、全部に送る必要はないのではないかと。実際に送られてきた方々は、何でこんなことを町はわかっているはずなのに、こういう案内を送ってくるのかという不満をおっしゃった方が何人か耳にしております。これは、何回も確認しておりますけれども、保健福祉課が税務課から情報を引き出すことはできないけれども、保健福祉課が税務課に依頼して、これまでは6回にわたってですけれども、こういう対象者に対して、1点だけでもいいのです。課税されているか、非課税されているかということに把握していますから、そこにご案内を差し上げるということは、何も保健福祉課が税務課から情報を引き出しているわけではない、個人情報を引き出しているわけではないのですから、こういうのがありますからご案内のときに一緒に入れてくださいということは、何も個人情報に抵触するということにはならないということになると思うのですが、それでもだめなのではないでしょうか。非常に無駄なというか、個人情報保護条例というのは大事です。個人の所得というのは非常に大事なことなので、勝手に操作はできない。だけれども、これに関しては、税務課に依頼してお願いすることで解決できたのではないかと。そして、今回の申請ができなかった、周知方法の問題で知ることができなかった方も、こういう形でしたら何の問題もなかったのではないかなというふうに思っています。ですから、町長は、個人情報保護条例とおっしゃるのですけれども、このことに関しては何も問題ないというふうに私は思っています。

これ厚生労働省からの回答ですけれども、前回の支給者に対して情報をもとに個人送付することは違法にはならない。個別に送ることによって多くの申請者が出るので、これは有効な手段だということをおっしゃっているのです。係員の方全員とお話ししました。それで、繰り返しにな

りますけれども、1町村、留寿都だけはニセコ町と同じでしたけれども、あと喜茂別から蘭越から真狩、寿都、倶知安、京極、全部この厚生労働省からの指示に従って、個別に送っているのです。町長は、前にニセコ町は個人情報保護条例が非常に発達している、ほかの町村より発達しているから、こういう手段をとるとおっしゃるのですけれども、こういう問題に関してはもう少し能率的に問題に抵触せずにもできるのではないかなと私は思ったのですけれども、それによって問題がもっとスムーズに効率的に解決できるのではないかというふうに思っておりますけれども、いかがものでしょうか。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） それではまず、斉藤議員ご質問の申請件数の関係でございます。実際にこちらのほうから通知した方以外に、新規に申し込まれてきた方は1件でございます。

それと、もう一つのご質問で、前回同様といたしますか、過去の回数において周知方法についてはどうだったのかということは、先ほど町長の答弁のとおり、タウンメールから始まりましてポスターの掲示、同じようなことで周知を行っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 全戸配布の必要がないのではないかということでありまして、厚生労働省で制度をつくって、そのことに該当するかどうかというのは、それぞれご本人の申請主義というふうになっておりますので、ご本人が確認をして申請いただく以外にない。そのためにはやはり全戸に周知する必要があるのではないかというふうに思います。

それと、先ほど斉藤議員が言った論点というのは、2点あるというふうに思っております、1つは厚生労働省から出ている文書というのは、前年に該当した人に対してこういったものありますよというものについては問題ないということでありまして、それはそのとおりだというふうに思います。ただ、今斉藤議員おっしゃったのは、税務情報で、税務が把握しているので、課税、非課税とか全てわかるのだから、そのことをもってその必要な人にだけ案内すればいいという趣旨のことも言われたかというふうに思いますが、税に関する情報は税以外の目的には使えないということになっておりまして、そこは私どもニセコ町個人情報保護条例でこれまでもしっかり守ってきたものであります。そのことが個人情報保護というものについての信頼を得る大きな手段ということで、これまでも行政内部のことに関しても本人の同意をいただいて初めて税の調査を各関係機関が行うということにしておりまして、税以外の人が税にアクセスする、あるいは税の協力を得て何かの情報を得て、それを他の目的に活用するというのは、これは厳格に守らなければならない制度ではないかというふうに思っておりますので、そこはきちっとこれまで同様条例に基づいて手続、執行を行っていきたいというふうに思っております。

ただ、1点、斉藤議員がおっしゃっている全部に案内すると同時に去年やった人にも最初に案内したらどうだというのは、それはそのとおりでありまして、そこは今後こういうケースにおいては、個人情報に該当しないような形でその人の便宜供与を図るということは必要ではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） ただいま町長が答弁していただいたとおりだと思います。ほかの町村も全戸周知はしているのです。非常に徹底的に、例えば3カ月にわたって広報紙で知らせるとか、あらゆる手段を使ってやっています。ただ、それにプラス前回についての方の個人宛てにも出しているということなので、それは確実な、どんなにやっても漏れるということはあるかもしれませんが、こういうやり方で今後もされるのは問題ないかなと思いますけれども、私もう一点伺いたいのは、個人情報保護条例というのは、済みません、調べたのですけれども、ほかの比較していないので、わからないのですけれども、ニセコ町独自の条例ですか。ほかの町村とかそういうところと私まだ比較していませんので、その点のところはどうなのでしょう。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町においては、ニセコ町個人情報保護条例というのを住民の皆さんとともに、議会のご審議を得てつくっております。それは、一般的な例えば国も批准しておりますOECD8原則という自己情報コントロール権という権利ありますが、これらも入れつつ、ニセコ町の住民の皆さんの基本的人権を守るという趣旨で個人情報保護条例をつくっております。それは、決して世間一般と違う特異な条例ではないと思います。ただ、きちっとそこは運用しているというのは、我が町のこれまでのポリシーでありますので、公開するものは情報公開条例に基づいて徹底して公開する。しかし、個人のプライバシーに関するものは、徹底して守るというこの2本立てで動いておりますので、それはこれまで同様の取り組みにしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、浜本和彦君。

○2番（浜本和彦君） 通告に従いまして、質問いたします。

老朽化していく施設、景観を伴う環境整備について4点ほど伺います。1点目ですが、町道、町営住宅周辺、公園等、町が管理する草刈りの時期、回数、範囲が適正に行われているか。

2点目、農村広場の老朽化した建物の今後の維持管理、噴水の整備、陸橋の木板の補修と陸橋自体の今後の管理をどのように行うか。

3点目、散策道で有島記念館に続く老朽が著しい木橋の修理保全と忠魂碑裏手の木製階段の整備を今後どのように管理していくのか。

4点目、建物、道路に隣接して、今後強風等で被害が懸念されている樹木の調査は行われているかどうか。

以上、4点についてご質問いたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、浜本議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目の公共施設等の草刈りですが、町道については5月下旬から9月上旬にかけて、回数は年2回を基本に発注しておりますが、マラソンコースや草丈の状況に応じて3回実施している路線もございます。公園などにつきましては、有島記念館の公園が12回、農村公園、ちびっこ広場

でございますが、これが6回、曾我森林公園が5回、桜ヶ丘公園、有島小公園、上下水道施設は年2回、その他ヘリポート、共進会場は年1回を基本に実施しております。また、公営住宅周辺につきましては、年2回もしくは3回実施しているところでございます。今後も引き続き現地確認を行いながら、草刈りを実施してまいる所存でございます。

なお、道路や公園、団地周辺などの草刈りにつきましては、多くの町民の皆さんの協力を得ているということでありまして、深く感謝を申し上げたいと思います。日ごろから環境美化活動に尽力していただいている皆さんに心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

2点目でございますが、農村公園は平成元年5月に開設し、バッテリーカーは翌年、平成2年8月にオープンしております。これまで噴水池の補修や遊具の更新などの対策を講じてまいりましたが、整備から28年が経過し、経年劣化等により現在は機能していない施設もあります。今後老朽化した東側トイレや噴水池、劣化のひどいバッテリーカー遊具は、廃止や撤去を行い、新たに幼児の皆さんが水に触れることができる施設の整備など、より利用しやすい施設となるよう農村公園の再整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の有島木道、これは平成12年に整備したものでありますが、議員のご指摘のとおり、全体の腐食が進み、木道の一部が変形している状況でございます。抜本的な改修は相当額の経費を要するため、腐食した板の交換や変形した部分の補修を随時進めながら、安全に利用できるよう配慮してまいりたいと考えております。

また、桜ヶ丘公園、忠魂碑の裏であります。桜ヶ丘公園の階段につきましては、本年度補正予算にて一部補修させていただきましたが、次年度以降についても引き続き階段の補修並びに散策路の暗渠排水などを行い、順次整備をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目でございますが、ここ数年強風により立ち木が倒れるなどの被害が出ており、必要な措置を講じてきているところであります。本年度は、道路の通行や民家に被害が生じるおそれのある立木を2カ所伐採しております。また、教育委員会では、ニセコ小学校グラウンド西側の大木について子どもたちの安全を考慮し、本年伐採いたしております。本町では、これまで危険樹木に特化した調査というは行っておりませんが、日ごろの道路パトロールや町民皆さんからの情報提供により、適宜対応に努めてまいりたいと考えております。今後とも環境の町にふさわしい道路や各施設の維持管理に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） ありがとうございます。

草刈りについては、今町長の言うとおおり、非常に細かくなっていると思いますけれども、現況は私の知る限りは公営住宅の草刈りが年2回ということで、非常に長くなっているというのが目につくので、これは今2回から3回ということでありましたので、私が知っている限りは多分2回ぐらいしか現在までやっていないと思いますので、3回ぐらいにしないと環境的に非常にこれだけ観光客が訪れて、いろいろあちこち見回っている中で住宅の周りが草だらけというところは、

見かねて今町長言われたように自発的にやってくれている人が相当おりますけれども、それ以上にきちっともっと整備すべきだと思いますので、回数は住宅に関してはもっと気を配るべきかなというふうに思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

それと、今町長おっしゃったように環境の都市ということですので、CO₂を減らすことは非常に今懸命にやっておられて、いいことでありますし、続けていっていただきたいと思いますが、全体的に見た目の環境整備が非常に私はおくれているような気がします。この質問の中には入っていませんけれども、各施設の看板表示、例を挙げれば東啓園の表示看板は、見てのとおり、皆さんわかっている方もいるかと思いますが、非常に貧弱ですし、ちょっと観光地の看板としてはどうかというふうに思えるものがあります。また、広く言えば国道、道道の看板も10年前に名前が変わったにもかかわらず、いまだに東山の看板がそのままついていると。これは、町の担当ではないかもわかりませんが、全体的に見るとそういう観光に対して見た目に何かおかしいのではないかと思われるものが多々ありますので、抜本的にその辺は皆さん町長を中心に見直して、環境にふさわしい町にもう一回ちょっと目を見晴らしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

公営住宅の草刈りですけれども、うちのほうの設計上では2回ということで発注しております。皆さんご承知のとおり、町内会のいろいろな活動の中でたくさんの町内会のほうで各団地、そこにある公園等、草刈りを実施していただいているところでございます。次年度に向けて少しふやしてはどうかというご提案でございますので、財政のほうとも協議してまいりたいなというふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、私が所管している公園等の看板等でございますが、私も把握しておりまして、非常に薄く貧弱だなという感じをしております。私以前に担当していた町民学習課のほうの記念館の看板のほうを徐々に徐々に整備しておりまして、今後そういう公園等の看板のほうについても少し予算をいただけるように、次年度に向けて協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまエネルギーとかCO₂も大事だけれども、町全体の美しさ、美観ということも大事だということで、先ほど東山の看板なんかは私ども見なれているものですから、言われてみて確かに事業者かわっているということもわかりますので、その点も含めて町全体のランドデザインが少しでも向上するように努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） この際、午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時22分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、新井正治君。

○8番（新井正治君） 通告に従いまして、質問いたします。

町内の幹線道路へのごみの投げ捨てについて。最近町内各所におきまして幹線道路などへのごみの投げ捨て、いわゆる不法投棄が目立ちます。空き缶やペットボトルなどのほか、ビニール袋へ詰め込んだ大きなものまで、投棄されるものはさまざまです。このような実情を踏まえ、町長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、主要幹線道路におきまして空き缶やペットボトル、レジ袋に詰め込んだごみが捨てられており、まだまだモラルのない方がおられる事実に関心を持って観光客を多く迎える町としてまことに残念に思っております。

町では、5月と10月を全町清掃月間として、自治会などの協力により各地域の清掃活動を実施しております。この期間中環境美化の一環として、各地域の自治会や事業所、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所職員、役場職員、ボランティアの皆さんなど、たくさんの方の参加、ご協力をいただき、毎年春と秋の2回全町クリーン作戦を実施し、主要な道路沿線に捨てられたごみを集中的に拾っているところでございます。また、来月の14日には、ことし2回目となる秋のクリーン作戦を実施することとしております。さらに、町内の各学校でも学校周辺や近くの道路の美化活動の取り組みをしていただいております。特にニセコ高校生徒の皆さんには毎年学年ごとに計3回、町内市街地の広域にわたって清掃活動をいただいております。加えて役場では、町職員が2名体制で6月から9月まで月2回程度町内を巡視しながら、環境美化、清掃活動を行っているところでございます。町では、ごみのポイ捨てを防止し、生活環境の向上に資することを目的として、ニセコ町ごみの散乱防止に関する条例を平成11年1月から施行し、何人もニセコ町の区域においてごみをみだりに捨ててはならないと規定し、広報においてもごみのポイ捨てをしないという意識を持ってもらうための周知啓発活動を行ってきたところでございます。今後ともクリーン作戦などの清掃活動を継続するほか、ごみのポイ捨てをしないという意識を持ってもらうため、町民皆様への周知継続をまいりたいと考えております。

また、道道、国道などの主要な幹線道路における道路路肩の草刈りや維持管理の徹底を現在再三要望しているところであり、今後ともポイ捨てできないきれいな環境を確保するということが大事だと思っておりますので、これらのことにも努めてまいりたいと考えております。

今後とも皆様のご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） ただいま答弁いただきました職員の町内巡視等で、皆様におかれましてはかなり努力をいただいているのかなというように思います。

そもそもですが、誰がどのような状況でゴミを投棄するのかとか、その投棄する人というのが観光客なのか、また外国の方が投棄するのか、またそのほかの人が投棄するのか、さまざまな人間が集まりますニセコの環境の中での問題だと思うのですが、単純に自分で出したゴミを所定の場所に捨てればよいという当たり前の、今町長おっしゃいましたけれども、モラルの問題なのですが、これ大変何か残念なことに思います。ゴミの散乱によって美観を損ねることというのは、ニセコ町の基幹産業であります観光にも不利益なことになるのではないかなというふうに思われます。

今町長の答弁の中でもおっしゃいました5月ですか、春に行われました一斉の清掃クリーン作戦でありますけれども、有志の皆さんによって大量のゴミが拾われてきたと思います。日ごろは、地域の農家さんや水を管理する地元の皆さんなどが自主的に看板などを設置しておりまして、皆さん努力されていると思うのですが、観光客の皆さんがゴミを捨てるという過程におきましては、ちょっと違う形の農家の連携になっていないかなというようなイメージを持っているところがあります。

ブローケンウインドー理論という理論があるようで、これは建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという印象になりまして、やがてほかの窓も割られるという、全て壊されてしまうというような考え方があります。絶えず手入れをしていけばきれいに保てるものが1つのゴミが落ちることによって、ゴミがゴミを呼んでしまうというようなイメージになってしまうのかなと。その例なのですけれども、高速道路のサービスエリアに設置してありますゴミ箱、いつもいっぱいなのを目にするわけですし、サービスエリアによれば自分の車の中にあるゴミを捨てられるというような発想が招くことなのだと思います。レンタカーで来た観光客の皆さんにゴミは持ち帰ってくださいよというのも徹底はかなり難しいことだと思うのですが、このニセコのような観光地におきましては、サービスエリア並みの充実したゴミ箱というのが必要なのかもしれません。これを初めて訪れる観光客に大胆かつ効率的に周知できるかということが多分問題になってくるかと思うのですが、この先ニセコ町として観光客に伝える具体的な解決策があればお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 新井議員さんからとても難しいご提案といたしますが、ご意見賜りましたけれども、1つは先ほどおっしゃったブローケンウインドー理論とも同じことかなと思いますけれども、ニセコ大橋の山側に建設業協会の皆さんがきれいな花壇を設置していただいて、実にきれいにいただいています。そうすると、見ていると、これ担当のほうからも話あったのですが、以前まではあそこすごくゴミが投げられていたところが今本当にそういう面ではゴミの投げ捨てが減ったと。やっぱり周辺をきれいにすることがゴミの投棄をさせない環境をつくっていくのではないかなという話も聞いておりまして、とにかく町全体をきれいにすることが一つの方法かと思えます。

それから、もう一点、観光地として充実したごみ箱の設置というのをきちっとすべきでないかというような趣旨かと思いますが、確かにごみは持ち帰ってと言いつつも、長期滞在や、あるいは来ていただいた方が全部ここから購入したものを持っていけというのもこれはまた観光地としていかがかと思しますので、その辺のごみ箱の充実方策というのはどういうものがあるのかどうか検討させていただきたいなというように思っております。

我が町は、ごみのポイ捨て条例つくっておりますが、私は以前本当に心に残ることがありまして、それは熊本県、九州の水俣市に行ったときに、吉井さんという市長がおられます。水俣は、当時世界ナンバーワンと言われるぐらいの環境都市で、今でも環境モデル都市としては際立った成長を遂げているところではありますが、吉井市長が空き缶ポイ捨て条例をあのまちは当時つくっていなかったのです。それで、私は不思議に思って聞いたところ、水俣も今多くの観光客の皆さんを含めてたくさんの方が来られます。車から投棄されるごみも相変わらず多いです。しかし、私たちの水俣市が目指すのは、投げる以上に市民が拾って絶えずきれいにする。それが私たち水俣市民の誇りになっていけばというような趣旨のことをおっしゃっておりまして、周知にも限界があるかと思いますが、そこは私たち町民みずからごみを拾って、できるだけきれいな町をつくっていくと、それがやっぱり一番大きな要因ではないかと思しますので、ご提案いただいた趣旨も踏まえて、またいろいろ対応策を検討してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 対策等を講じていただけるとのことですけれども、ちょっと観光客というのを外国人に絞って考えてみたのですけれども、外国人の中にはごみ箱というようなそもそも概念がない人種なのか、人たちがおられるようで、日常的に投棄するという国もある反面、捨てたと同時に罰金を取るという国もあります。先ほど大胆かつ効率的にと申しましたけれども、例えば罰則や罰金を奇抜と思われるほどのことを政策としてやっていただいて、マスコミ等に取り上げられれば抑止力になるのではないかと、あといろいろ発行されていますガイドブック等にごみ箱の設置箇所というのを記載したらどうかとか、あとはSNSなどで例えば何かおもしろいアクションをつくって、ここにごみを捨てると何かいいことがありますよ的な発想でポイ捨てを少なくする、なくしていくような、何となくそういう新しい発想ができていけばいいのかなとも思います。先ほど言われましたクリーン作戦等を春、秋でやっているかと思うのですけれども、こちらのごみの量を計量するというようなことで、どの辺のエリアにどのようなごみがどのぐらい落ちているかという、そういうデータ採取的なことというのも実施されたらどうかというふうに思っております。

あとは最後に、ニセコ町は多分していないかと思うのですけれども、ごみ袋の多言語化というのを、私先日札幌に行ったときに札幌のスーパーでごみ袋を拝見させていただいたのですけれども、4カ国語の表記がありました。お隣の倶知安町さんでもごみ袋の表面にシールのなもので張ってあるだけなのですけれども、英語表記がありました。それは、この中には例えば生ごみを入れてくださいよ、燃えるごみを入れてくださいよというような表記があったのですけれども、こ

れニセコ町に限ってどのようにお考えかお知らせください。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

幾つか今提案がございまして、SNSであるとか、ごみを捨てると楽しいことがあるとか、いろんな発想ってあると思いますが、その辺のところもいろんな観光関係の皆さんとも協議しながら、どういう対応がいいかというものも検討してまいりたいと思います。コンビニエンスストアからは、今大量にごみが投棄されていて、それを分別するのが大変だという悲鳴に似た訴えもいただいております、これらのことも含めてどういったごみ処理将来的にしていっていいのかと検討したいと思います。

また、ごみ袋の多言語化につきましては、これはもう必須の条件というふうに思っておりますので、そのことはきちっと取り進めたいと思っております。

また、先ほどごみのデータを各地区とって、投棄の状況のようなことがということもありましたが、これはなかなかちょっと難しいかなと思いますが、日常的に拾っているところのごみの投棄が多い路線というのは担当でも把握しておりますので、これらの状況も分析しながら、できるだけ環境美化に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、個々の具体的なことにつきましては、ぜひ議員からも個別具体の提案をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） 私のほうから通告どおり1点質問をさせていただきます。

ミサイル発射について。先月29日早朝に北朝鮮より弾道ミサイルが発射され、Jアラートが作動し、FMラジオにて情報の伝達がありました。実際には町として何も問題が発生しなかったのか。また、Jアラートが作動して、初動態勢をとったのか。今後伝達体制の確立が必要かと思いますが、対応策についてお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、青羽議員のご質問にお答えいたします。

北朝鮮は、平成29年8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮西岸の順安から1発の弾道ミサイルを日本の北東方向に向けて発射、北海道渡島半島及び襟裳岬の上空を通過し、午前6時12分ごろ、襟裳岬から東に約1,180キロメートルの太平洋上に落下をしたということでございます。こうした状況から、午前6時02分と午前6時14分の2回にわたりJアラートが作動し、ラジオニセコを通じて緊急放送を行っております。ただし、一部受信にふぐあいがあったことも確認しております。こうしたことも踏まえ、午前7時にEm—N e t（エムネット、緊急情報ネットワークシステム）からの情報などをラジオニセコを通じて放送しております。

次に、初動態勢につきましては、今回はニセコ町防災計画に基づくニセコ町職員初動態勢マニュアル、これは平成23年に策定をし、26年に改定をしたものでありますが、これにより直ちに担当職員が役場に駆けつけ、北海道や関係機関との連絡調整に当たっております。

議員ご指摘の今後の体制、対応策につきましては、内外の諸情勢を見ながら、ニセコ町国民保

護計画、これは平成19年策定、22年に改定したものでありますが、これにおける第3編に武力攻撃事態等への対処における初動措置というものがございまして、これに基づき国、北海道、関係機関との連携をとり、対応していきたいと考えております。ニセコ町内の伝達体制につきましては、引き続き防災ラジオ、町のホームページなどを初めとする多様な伝達手段を用いて周知を図ってまいりたいと思います。今後とも町民への周知対応を向上させていくよう努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） それでは、私のほうから何点か再質問させていただきます。

ラジオニセコにて一部受信にふぐあいがあったと今お話があったと思うのですが、それはどんな内容だったのか。それは、もう十分原因を究明されて、ちゃんと直っているというか、なっているものなのか。

もう一点、初動態勢については、行政報告のほうからもありました。副町長を初め担当職員がすぐに集合しているというようなことでしたが、これは今答弁の中にありました防災計画体制に組織されている者だけが集合することになっているのか。それで、初動態勢、連絡調整をしたということですが、それこそ初めての本格的なJアラート、もちろんこういったミサイルのことではないのですが、いろんな原子力災害ですとか大雨、自然災害だとかそういったことにももちろんJアラート云々なのですが、これはミサイルだったからこのメンバーで集合があったのか、それを確認させていただきたいと。

それと、このミサイルたまたま上空を通過して、すぐ5分、6分、10分間の間に北海道を超えて襟裳岬沖に着弾したということですが、今後ともミサイル落下ということがいろいろなことで脅威に感じるというか、全く可能性が否定できないのではないかというふうに思っております。そこで、確かに緊急速報メールだとかJアラートによるそういった町民に周知方法、もちろんそれが一番頼りになるのだらうと思っておりますけれども、実際に近くに落下するおそれがある、落下したというようなことが起きた場合、きょうの新聞見ましたら利尻の議会ではシェルターを国のほうに要望するだとかああだとかというような話もありましたけれども、私はそこまで必要だとは言ってはおりませんけれども、ただ的確な避難情報というのですか、例えば頑丈な建物に隠れるだとか、窓に近寄らないですとか、もちろんメール等でも出ましたけれども、今後そういった脅威もあるので、もしかしたらそういったマニュアル等もあるのであれば早急に町民、住民にそういったものを資料なりを配布するなり、そういったことも検討しているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 黒瀧総務課参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） ただいまの青羽議員の質問に答えたいと思います。

3点あったと思うのですが、1点目がラジオのふぐあい、どれだけあって、原因がわかっているかという部分なのですが、Jアラートの部分につきましては、行政側のほうのJアラートは正常に作動しておりました。また、行政側のラジオ、または職員の携帯メール等、いろいろ新聞にも出ているのですが、一応確認したところエリアメールについては受信しているという状態です。

今ラジオの部分で一部ふぐあいがあるという部分につきましては、1件当日我々のほうに電話がありまして、その関係で先ほども言ったようにラジオの音がとまらないということが電話連絡がありました。そこで、朝にラジオニセコの生放送でその緊急の情報を伝えたという状況です。

今のふぐあいの部分を今後どうするかということで、まずは「広報ニセコ」、または町ホームページでお知らせをいたしまして、情報収集をして対応したいと。ただ、今後全てがラジオニセコだけで確認するというのではなく、あらゆる手段を使って皆様にも確認はしていただきたいのですけれども、そのあらゆるというのは例えばテレビとか一般のラジオ、または今言った携帯のエリアメール、その他パソコン、いろんなものから確認したいと思っています。そのほかどうしても確認ができない部分もいろいろあると思うので、今後については消防署に設置してある防災サイレン、これを活用して、ラジオニセコが受信できない方については、そういう対応をしたいなというふうに考えております。

2点目の防災に対する体制の部分なのですが、基本的にはニセコ町、先ほど町長が言ったように職員初動態勢マニュアルというのがありまして、その中に1号配備、2号配備、3号配備というのがあります。その中で、今回については情報収集という部分が主だったものですから、まず防災担当職員、私を含めまして総務課と、あと企画環境課の職員を招集いたしまして、その対応に当たったという形になっています。この関係については、原子力防災もそうだし、一般の単独防災も兼ねてこの対応をしております。

先ほど数分後で着弾するという部分について、今後どういう対応をするかということなのですが、基本的に皆様には国民保護ポータルサイトというのがありまして、身を守るためにとるべき行動というのがあります。その行動に基づく内容を住民に「広報ニセコ」とか、または町のホームページで周知していきたいというふうに思っています。ちなみに、どんなことが書かれているかということなのですが、簡単に言いますと屋外にいる場合についてはできる限り丈夫な建物や地下に避難する。また、建物がない場合については物陰に身を隠す。または、地面に伏せる、頭部を守る。屋内にいる場合については窓から離れるか、窓のない部屋に移動する、そういうことを周知し、今後そういう周知によって強化をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、ニセコ倉庫邑倉庫群の利用状況についてお伺いをいたします。平成27年度に貸し出し対象を決定し、昨年4月から貸し出し運用されている中央倉庫群の各棟ごとの活用状況と今後の展開について町長の所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、篠原議員のご質問にお答え申し上げます。

ニセコ中央倉庫群は、旧でん粉工場、1号倉庫、2号倉庫、12号倉庫、13号倉庫、肥料新倉庫の6棟の倉庫と広場から成る倉庫群となっております。このうち旧でん粉工場、1号倉庫、広場については、平成28年4月1日よりNPO法人ニセコ倉庫邑が指定管理者制度により管理運営を

行い、利用状況については、昨年7月のオープン以来ことしの7月末までに1万2,290人の利用があり、ことし4月からは新たにテレワークオフィスとしての利用も始まり、既に首都圏の企業による利用がなされております。今後も町民が気軽に集い、交流できる施設として、また都市部の企業と地元企業などがビジネスマッチングができる施設などとして幅広い利用がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2号倉庫及び12号倉庫、肥料新倉庫につきましては、民間活力導入のため再利用計画を審査し、民間企業への貸し付けを実施しており、中央倉庫群の活性化に向け、事業運営を図っていただいているところでございます。倉庫別には、2号倉庫は平成27年10月1日から札幌の株式会社小森スキー製作所へ貸し付けをし、スキー板の製作作業及び店舗として利用する予定となっております。現状としては、来年1月に開業することで連絡を受けており、この秋より倉庫内の改修を進める予定と聞いております。

次に、12号倉庫につきましては、平成26年4月14日より町内の株式会社北海道ライオンアドベンチャー様に貸し付けし、当初は倉庫として利用されておりましたが、今年度より事務所を倉庫内に移転し、事務所兼倉庫として利用されております。

肥料新倉庫は、平成26年9月24日より町内のニセコバス株式会社様へ貸与し、会社事務所として利用されているというような状況でございます。

今後とも中央倉庫群の活用について鋭意努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 来年の1月からスキー工場として活用されるということですが、これまで1年と約10カ月ほどでしょうか、全く使われていない時期があったというふうに伺っております。その際、例えば環境整備ですとか屋根の除雪ですとか、そういった面で大変危ないような状態も見受けられたということですが、この間の使われなかった時期というのは、使用目的上、許可上全く問題はなかったのかどうかという点をひとつお伺いしたいというふうに思います。

それから、使用料に関してでございますが、使用料にかかわっては施設条例の中で定められておりますが、使用時間と、もう一方では施設によっては月額ごとに定められているということですが、倉庫を貸し出す、いわゆる企業として使う場合についての使用料についての徴収方法、私はニセコ町としては単年度で利用だというふうに、単年度、単年度の契約だろうというふうに思っていますが、その辺の状態について再度お伺いしたいのと、もう一方では敷地の部分がどうなっているかというのが一つ大きな問題もあるのかなというふうに考えます。例えば肥料倉庫のほうでしょうか、事務所として使うということになれば、敷地においても車を使ったり、またその事業に伴って敷地を使っている状況というのはあるのではないかと。そうした場合、行政財産として適切な使用料を町としては徴収すべきではないかというふうに考えるのですが、その点ご回答をよろしく申し上げます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、2号倉庫、来年スキー工場としてということで稼働が始まる予定のところは2号倉庫でございますが、ここはこれまで使っていなかったということについての問題はなかったのかということでございますが、基本的には早目に始めていただくのが本来であれば適切であったろうとは思いますが、ですが、これまで先方とお話する中で、さまざまな事業計画の実施に当たっての先方のほうの状況がありまして、例えば別の企業さんとの協力のもとに出店をより一層効果的なものにするといったことのお話も続けていたのですけれども、そのことについて一部それが取りやめになったということだとか、それらの話し合い、それから準備というところに時間が要していたことによってこれまで出店ができなかったということでございますが、それについては来年の1月からのスタートに目掛けて準備が始まるということでは伺っているということでございます。

それから、使用料の関係につきましては、各施設によって、先ほど町長のほうからお話し申し上げたところでございますけれども、各年度から使用が始まっているという状況でございますが、建物の貸し出しのほかのそれ以外の土地の貸し出しという部分につきましては、ちょっと今手元にきちとした資料がございませんので、それについてはきちと確認した上でまたご報告させていただければというふうに思います。

ちなみに、倉庫群、先ほどの来年スタートする予定の2号倉庫については、月額4,850円で貸し出しを行っているということ、それから今ライオンアドベンチャーさんに貸し出ししている12号倉庫については月額1万円、それから肥料新倉庫、ニセコバスさんにお貸ししているところについては月額3万5,740円ということで今貸し出しを行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今ご質問いただいた中でご回答していない行政財産としての管理で、今例えば1件お貸ししているところの事務所として貸しているけれども、その横に駐車場として使われている。それについては、その分も含めた使用料計算をして、契約の中に入らなくて料金収入をいただいているということでありまして、今現に使っているところについては適正かなと思っております。

ただ、先ほどおっしゃった中で2号倉庫、これについて屋根の除雪だとか周辺部の草刈りとか、そういうことをおっしゃっているのかというふうに思いますが、ちょっと除雪のほうは私今現状を把握しておらないので、確認してみます。ただ、草刈り等においては、適宜現在やられておりますので、そこはきちとまた環境全体がきれいになるようにチェックも含めて行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 済みません。私のほうで報告していなかった部分があるのですが、2号倉庫の先ほどのスキー工場のことですけれども、除雪については貸し出ししている中で既に基本的に管理していただくということになっているものですから、私どものほうで確認をする中でそろそろ除雪が必要だということであれば、それをお話ししてやっていたらいいという

う状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 先ほど質問した中にもちょっと触れますけれども、基本的に使用契約というのは私は単年度の部分というのは、要するに設定としては単年度なのかなというふうに思っていましたけれども、今までのお話を伺うと数年に及ぶ使用契約を結んでいるというようなことと理解したのですけれども、それでいいのかどうか。もし数年とするならば、平成28年4月1日から何年までということの決めなのかを伺いたいということと、もう一つちょっと不思議なのは、使用契約を結んでいた建物に対して誰が管理するかというと、町が管理している状況にあるというのがちょっとおかしいなというふうに思いました。というのは、屋根の雪が危なくなったら、町の職員が見に行っても危ないよ、どけてくださいということは、では使用者の管理責任というのはどこにあるのかというのが大変疑問な点であります。よろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 使用契約がいつまでかということについては、申しわけありません。今ちょっと手元にないので、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

それから、契約の管理責任という部分においては、もちろん貸し付けしている相手先にありますということなのですが、実際に毎度こちらに来ているということではないものですから、それは確認できた時点で我々のほうから契約の内容にのっとって除雪をしてくださいというお話を何度か申し上げたことはあるということでございます。我々が常に確認をし、我々が常に報告をしなければならないということで相手とお話をしたり、その辺の約束をしているということではございません。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません。その契約書の中身について今確認しておりますので、ちょっとお時間いただけますでしょうか。済みません。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時10分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時06分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（片山健也君） 篠原議員のご質問に契約関係書類を議場に持ち込んでおらず、大変申しわけなく思っております。今後とも適正な答弁できるように資料の持ち込み等についてしっかり対応してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

詳細につきまして、契約関係につきまして企画環境課長からご報告申し上げます。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 準備不足で大変申しわけございません。

先ほどのご指摘の中での契約についてということですが、指定管理者に指定管理を請け負わせている部分以外については、ご指摘の1年間の賃貸借契約という契約を結んでいるという状況でございます。

それから、土地の貸し付けという部分については、ニセコバスさんについては建物及び隣地、駐車場等に活用している土地については貸し付けを行っている、契約によって行っているということでございます。それ以外のところについては、現状ではさまざまな団体さんのさまざまなイベント等がございますので、共用で活用をするという形で運用しているというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） それでは、2点目に入らせていただきます。

2点目につきましては、ごみの分別方法とその周知についてでございます。本年度の執行方針にごみ発生量が増加傾向にあり、ごみ量の増加による処理経費の増大を抑制するため、ごみ減量化の推進及びごみ分別の周知を徹底するとありますが、特にごみ分別周知方法に関して現在までの取り組み状況とその具体的な手だてについて町長の所見をお伺いいたします。よろしくお願います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

町では、ごみの分別方法の周知について、ごみの捨て方、分別、これらをご理解いただくため、ごみの分け方と出し方、これはA3判のカラー刷りのものでありますが、裏面は英語表記をさせていただいたものでございます。それと、ごみの品目別分類一覧表、これは現在日本語だけですが、これを平成13年、それから改訂版を平成26年に全戸配付させていただいているところでございます。また、「広報ニセコ」のクリーンステーションという欄では、定期的にごみの適正な分別、排出について啓発をさせていただいております。また、町のホームページにおいて暮らしの情報、ごみ・リサイクルの中でお知らせをし、また「もっと知りたいことしの仕事」においてもごみの分別と捨て方の周知啓発をしてきたところでございます。転入の手続の際には、町民生活課の窓口において資料により家庭のごみの取り扱いについて随時説明をしており、特に生ごみの出し方については、きちんと周知を図るように努め、ごみ出しについては各地区自治会、町内会ごとのごみ収集日をお知らせするなど、チラシを渡してごみの分別、減量化にご協力をいただいていたところでございます。また、ごみの分別がしっかりなされていないごみが比較的多い特定のごみステーションについては、分別が徹底されていないと思われるお宅に個別にチラシを配布して是正をお願いしているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、町衛生組合連合会の本年の事業計画においてごみ処理施設見学会や各自治会へのごみの分別収集を行うこととしてございます。今後とも自治会、それから衛

生組合連合会並びにごみの収集事業者と連携して、ごみの出し方、分別の方法等の周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

ごみの分別、減量化への町民の皆様の引き続きのご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 本年度に入りまして、衛生組合の活動やらさまざまな取り組みがされているというご説明をいただきました。大変一生懸命されているのかなというふうに思います。

ただ、私が議会議員就任以来このごみの問題につきましては、過去2度ほど質問、指摘をさせていただきました。それは、ごみの処理、それから資源管理等にかかわって町職員とのかかわり、町職員がどのようにかわるかということの質問、それから意見、さらには別荘や、いわゆる町に長期滞在する方々のごみ処理にかかわってもこれもまた地域の人のかかわりと、さらには町の職員の横の連携の大切さについて質問並びに指摘をさせていただきました。今回は、ごみの分別にかかわって、そもそも基本のごみの出し方についてどのように取り扱うのかということ質問したいという意図でございます。

先ほど説明にあったとおり、ごみの仕分けと出し方については、このような英語表記のもので資料として配られているということですが、果たしてこれで町民の方がすぐ見て一目瞭然という言葉のとおりわかるかどうか、理解しやすいものになっているかどうかというのについてまだまだ工夫の余地があるのではないかと。例えばお年寄りにとっては、この文字が果たして読みやすい文字なのか、わかりやすい表現なのかというあたりの見直しというのは、大変大切なことだというふうに思います。私は、他の町村で行っているような例えばカレンダー方式や冊子方式によって、一定程度整理された中を町民に周知、示す方法が必要ではないかというふうに考えております。まず、1点目、その点についてお伺いします。

それから、もう一点目は、このごみの減量化にかかわっては、もしくはごみ処理にかかわっては、町民生活そのものと直結しているということでもあります。先ほど町長もおっしゃったとおり、個人個人の家庭の取り組みではそろそろ限界に来ていると。どうしても組織、いわゆる団体とか、単位としては町内会、自治会単位での取り組みというのが今こそ求められている時期ではないかというふうに私は考えます。そこで、町内会、それから自治会への取り組みにかかわって町長はどのように考えられているのか、それをお伺いします。2点お願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目のごみの町から出しているものについてわかりやすいかという点につきましては、ご指摘の点を留意して、来年度に向けてもカラー版で出していきたいというふうに考えておりますので、調整させていきたいと思っております。

ただ、カレンダー方式、冊子方式でこれまで答弁させていただきました部分について一部やっておりますが、これらも英語表示が必要だというふうにも思いますし、この辺につきましても工夫をしてまいりたいと思っておりますので、具体的なこういうのがいいぞということがあれば、またご指導賜ればありがたいというふうに思っております。

次に、2点目の町民生活に直結している自治会とか、これからは役場以外の組織のいろんなご協力、連携が必要でないかというような、まさにおっしゃるとおりでありまして、現在防災においてもできるだけ自治組織の防災機能を高めたいですとかいろんな動きありますので、地域の広域も含めた自治会との連携強化、将来的には自治会連合会なんかもほかのまちではたくさん出ておりますので、それらも含めた全体的な連携強化を今後できるだけ早く図っていききたいと、このように考えておりますので、ご協力を賜ればと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 自治会への連携強化等々にかかわってはありますが、今町長がおっしゃったとおりに単にごみ処理というだけではなくて、町政を俯瞰いたしますときには自治にかかわる部分全てにかかわって自治会との、町内会との関係というのは、まさしく大変大事な問題だというふうに思っています。そこで、現在は例えば防災は担当部局が総務課にあったり、またごみの担当部局は町民生活課にあたりというようなことで、町民についてそれぞれ個々に対応しているというのが今実態ではないかというふうに思います。そこで、例えばそこに役場職員のマンパワーを注入して、一定期間注入して、しっかりとした自治組織、町内会と役場との関係が作り上げられるまでしっかりとそこで取り組むというような体制も私は必要でないかというふうに思うのです。その点についてひとつお伺いしたいということと、それから最近ちょっと私自身もこの分別の表をもらったり、調べていく中で、なかなか分別の中で区分がつかないものが出てきます。例えばポリプロピレンというような材質でできているものは、プラスチック類なのか、それとも何なのかというのがわからないものだんだんとふえてきていると。そういった部分の見直しも必要ではないかなというふうに思います。

それから、先ほど来同僚議員から質問のあったごみ袋の関係につきましても、経費節減というような観点から例えば近隣町村と合同でごみ袋を共有化して作成するだとか、そういうような取り組みもひとつできないかどうか、以上3点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私のほうからプラスチックというお話でしたけれども、分別の区分がつかないということで、おっしゃられているのはポリプロピレンとか硬質のプラスチック、例えばごみ箱とかバケツとかコップとかでプラスチックでできている材質のものがございます。そういった部分のこともあるのかと思うのですけれども、現在の区分では燃やさないごみということでうちのほうで区分させていただいていると思いますし、大きなまちでは燃やすごみにしてしまっているところが多いと思うのです。それで、北海道というか、環境省の主催でやっているリサイクルの会議とかという部分で、そういった部分で出てくる説明の中では、現在全国的にもその部分を分別して回収している自治体が数カ所あるということではございますけれども、中には北海道の市町村は入っていなかったと思うのですが、実際にそういった部分を処理できる事業者が国としてはこれからますますふやしていきたいという方向ではあるかと思うのですけれども、現在のところそういった情報が北海道のほうでは私もちょうと承知していないものですから、

硬質プラスチック系の資源化については、今後情報を収集していきたいと思います。それらの情報で分別をして回収できるような状況になれば、それに基づいて対応をしていきたいと思います。それで、塩化ビニールのもものと見た目に区分がしづらいというのが一番の問題でして、集めたはいいけれども、それを利用できるか、できないかとまた分別するのが相当大変なことがあるものですから、燃やすか、燃やさないかという部分で区別させていただいているところでございます。これについては、情報を収集しながら対応に努めていきたいと思います。

それと、ごみ袋の近隣町村せつかく広域の連絡協議会あるものですかというお話で、できないのかというお話でございますが、幹事会の中でも私もお話をさせていただいたことがあるのですが、各町村ごとに販売して自分のところに出されれば、それは自分のところに入ってくるのですけれども、例えば合同でつくった場合にどこで売れるかと、収入です。ホームマックで置いたらどんどん売れていくと思うのですけれども、それはニセコ町のごみを出すためのものなのかとか、そういった部分も難しい部分があって、そういった部分についてはこれまで協議については具体的にはされてきていないところでございます。

私からはこれでお答えさせていただきます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目の自治会機能って1つでないの、いろんなことができるの、できないかという趣旨で、まさにそのとおりでありまして、行政報告させていただきました小規模多機能自治という研究グループがありまして、それはまさに行政が何でもやっている時代ではないので、自治会にいかにもその機能を移して、住民みずからそこでやっていただくかと、そのことによって自治機能自体を高めていこうということで、今総務省や内閣府にも応援いただいて動いておりますので、この辺の情報も持ちつつ、できるだけそういった取り組みにシフトしていければなというふうに思っております。

それと、2点目でおっしゃられました町民の組織にかかわってというイメージで、昔地域担当制という職員を担当地域に振り分けて、そこでその職員が全てが賄うということによって行政との距離感なくそうということ動いている自治体もこれまでもありましたので、我が町でも以前何度かそういう検討会設けたことありますが、いろんな難しさが出てきてやっていないということでもありますので、その辺この地域担当制がいいのか、それとももう少し別な視点で動けるのか、少し検討させていただきたいというふうに思います。

それから、3点目はポリプロピレンの関係でありましたが、4点目はごみ袋は多分ご質問いただいた趣旨は、共同でつくって、町は町としてそれぞれ仕入れて販売委託をすることで、全体コスト安くなるのではないかなというふうなふうに思います。私も以前衛生係であったとき、そういった連携会議の中でお話したことあるのですが、それぞれ発注先を町内でとかいろんな思いありまして、特に生ごみは何とか共同でやりたいとあって動いたのですが、私どもはドイツの環境基準にも適合する堆肥化で、堆肥化された後の成分が異質物がないと、環境に優しいということでごみ袋をつくらうと。そうすると、どうしても高くなると。そして、ほかと全く歩調が合わないということで実は分けたこともあります。最近具体的に今課長が答弁したとおりであり

ますが、その辺のところはもう少しできないのかどうか、担当の幹事会で再度投げかけさせていただいて、またご報告させていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、猪狩一郎君。

○9番（猪狩一郎君） 通告いたしましたとおり、鳥獣による農作物被害対策について質問いたします。

近年アライグマ、鹿等の野生動物がふえ、バレイショ、てん菜、ニンジン等、アライグマにはメロン、スイートコーン、イチゴ等糖度の高い作物が狙われやすく、箱わなの貸し出し、電牧の助成などニセコ町は対応してきましたが、年々被害が増加してきているのが現状です。この状況をみんなで一緒に対策を講じなければならないと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、猪狩議員のご質問にお答えいたします。

日本における野生鳥獣による農作物の被害額は、近年200億円程度で推移し、平成22年度の239億円をピークに減少傾向が続いております。北海道においても同様の傾向が見られております。一方、ニセコ町では逆に野生鳥獣による被害の増加傾向が見られる状況が続いており、町として平成23年度にニセコ町鳥獣被害防止計画を策定し、箱わな等の貸し出しに加え、平成25年から狩猟免許、銃、わなの取得に要する経費の補助を開始し、平成27年度には鳥獣被害防止対策支援事業補助要綱を制定したところでございます。電気柵など侵入防除施設に要する経費、爆音機など威嚇、追い払い機材に要する経費について助成を行っております。また、平成25年度に町の有志により猟友会が設立され、猟友会と行政が連携した取り組みを構築しながら、農業者の皆様と協力して有害鳥獣の駆除などに積極的に取り組んできており、徐々にではありますが、有害鳥獣への対応を強化しているところでございます。

一方、議員ご指摘のとおり、野生鳥獣の被害を防止するには猟友会、農業者、行政がそれぞれ個々の活動だけでは被害を減らしていくことができないものと考えており、関係機関も含めた総合的な取り組みが必要であると認識しております。特に農業者の皆さんが自発的に狩猟免許取得などの取り組みを進めることで水際の野生鳥獣被害の防止につながり、町全体の取り組みとなって、野生鳥獣被害が減少へ転じていくのではないかと期待をしているところでございます。農業者の皆さんの狩猟免許取得に向けた働きかけを今後とも行っていきたく思います。

また、引き続き野生鳥獣被害を減少させるため、関係機関との連携を密にし、さらなる体制整備に向けて強化してまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 近年鹿、ニセコの場合は熊は余りいないようなのですが、これが何か聞くところによると繁殖能力がすごく高くて、年間五、六匹の子どもが生まれて、それが倍々にふえていくから物すごい数字になるということ聞いております。また、後志はもちろんですけれども、全国的に

これも広がっている状況でございます。また、ニセコ町でも今は家畜舎というのですけれども、特に牛舎なんかに入られたり、濃厚飼料を食べたり、また餌タンクの蛇腹というのですか、プラスチックでできたような、そういうところをかじって餌を落としてしまったり、あるいは町民の生活圏にも入りまして、家屋の屋根裏だとかを寝床にする習性があるものですから、そのふん尿というのですか、排せつ物によるにおいですとか、そういうのも聞いております。特に鹿など電牧を張って、忌避剤にはなるのですけれども、根本的には駆除にはならないような気がするのです。それで、生態や特徴、対策など広く町民に知ってもらうためには、地元の猟友会ができたものですから、猟友会だとかJ A、あるいは道など関係機関と鳥獣被害防止対策協議会などを立ち上げていただければと思っております。また、それに対する鳥獣防止対策の講習会なども開いてもらえれば大変助かるのではないかなと思いますし、また講習会を受けた町民を各従事者として登録するのも一つの方法かなと思っております。また、他町村では、捕獲した動物に対しまして報償金というのですか、1頭幾らですとか、そういうふうに出している町村もあるように聞いていますので、ニセコ町の対応をもう一度聞きたいと思っております。

○議長（高橋 守君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、私のほうから猪狩議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、ニセコ町においては鹿、アライグマの被害が相当額上がっておりまして、今年度特にアライグマに関しては100頭を超える捕獲して、処分している状況でございます。特に鹿については、捕獲がなかなか難しいというところから苦慮しているところではありますけれども、今年度については猟友会さんのほうで10頭ほど捕獲をしているという状況でございます。ニセコ町としては23年から、先ほど町長答弁させていただいたとおり、体制を強化しながら、猟友会さんにもご協力いただいて、対応に苦慮しているというところでございます。猟友会さんのほうで今現在捕獲のほかに捕獲指導もしくは啓発活動も実際していただいております。それが徐々に農業者の皆さんのほうにも浸透しつつありますので、そちらのほうを引き続き猟友会さんをお願いして、啓発等を行っていききたいというふうに思っておりますし、最近振興局、北海道とか、J Aさんのほうは余りそういう協議したことないのですけれども、振興局のほうでも問題を非常に重く見ておりまして、これまで年に1回ぐらいの担当者会議程度しかやっていませんでしたけれども、今後は有害鳥獣にも力を入れていきたいということでしたので、全体的な取り組みとして進めていけるように町としても働きかけを行っていききたいと思っておりますし、また今後次年度以降は猟友会さんとも協議して行って、講習会等も必要があれば随時実施していききたいというふうに思っております。

また、捕獲に関して報償金等を出す自治体も本州では多く見られる事例でございますけれども、昨今九州のほうで1頭に対して角度を変えて写真を撮って、補助金を搾取したという事件が発生して以来全体的に慎重傾向にあるということでございますので、今現在は猟友会さんのほうに個別の鳥獣に対して幾らという形で支払いをさせていただいている状況でございますけれども、農家さん等が捕獲した場合の補助についても今後検討していききたいというふうに思っております。

す。

私のほうからは以上でございます。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 大体わかりました。

特に先ほども言ったのですけれども、アライグマは繁殖能力が物すごく強いということで、町村単位ではなかなか難しいのではなかろうかと思うものですから、近隣町村、あるいは後志、あるいは道でもいいですが、一斉に駆除するような方法を考えていかないと、やっぱりだんだんこれは厳しくなるのではないかなと思いますので、何とか鳥獣特別対策協議会だとか講習会をきめ細かくふやしていただいて、私も個人的にはかけているのですけれども、だんだんアライグマも勉強してきまして、餌を変えていかないと、あるいはまたおいしいスイートコーンなんか出してしまうと絶対かからないということがあるものですから、そういうところの対策だとかを少し考えていただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） 議員ご指摘のとおりでございますけれども、アライグマに関しては、非公式ではあるのですけれども、近隣の町村の担当課長さんとちょっと意見交換した経過がございます。山麓地域でも100頭前後の捕獲をしているという状況でございますので、近隣町村と協力して、今後も越境というか、町域というものはないものですから、そういったことも踏まえて連携を図っていきたいと思っております。

アライグマに関しては、最近学習能力が非常に高いということで、踏み板を踏まないで餌だけとっていくというようなアライグマも出現をしている状況でございますので、そういった対策も今猟友会さんとどういふふうにしていくかということを検討している最中でございますので、また次年度以降対策を講じていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久議員。

○6番（三谷典久君） 通告に従いまして、1件質問します。

コミュニティ・スクールについてです。ニセコ町では、2年前からコミュニティ・スクール制度導入に向けて準備をしてきて、この4月から本格的に導入しているとのこと。そこで、以下質問します。

1、コミュニティ・スクールについて、その定義、導入目的、導入までの経過について伺います。

2、コミュニティ・スクールと小中一貫教育との違いは何か。

3、コミュニティ・スクール導入は、学校関係者の十分な議論のもとに決定されているか。

4、コミュニティ・スクールの目指す子ども像、ニセコに誇りを持つ子どもとあります。この目指す子ども像は、どのような議論によって決められたのか。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの三谷議員のご質問にまず私のほうから順次お答えをしたいというふうに思います。

1点目のコミュニティ・スクールの定義や導入目的、経過につきましては、一昨年の平成27年度以降議会においては教育行政執行方針や教育行政報告、あるいは予算提案の中で、また町民の皆さんには学校運営協議会推進委員会が発行したコミュニティ・スクールだよりなどを通じ、事前検討の取り組みを進める中で、これまで広く説明、周知に努めてまいりました。こうした経過を経て、ことし4月、幼児センターからニセコ高校までの町立の1園4校について制度導入を行ったところです。

そこでまず、定義につきましてですが、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会制度を導入した学校、またはこの制度そのものをいいます。この学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法と言っておりますけれども、その第47条の6に規定する学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議をする機関をいいます。そして、この機関は、その地教行法上教育委員会が学校に置くように努めなければならないとされております。

次に、教育委員会としての導入目的であります。法に基づく国の制度を積極的に活用する観点から、学校と地域住民等がより力を合わせて学校の運営に取り組み、ニセコの子どもたちの豊かな成長を支えていくことにあります。

次に、導入までの経過につきまして、平成26年度に実施をしました道内三笠市の教育委員会における取り組みの視察を皮切りに、文部科学省を訪問するなど制度活用についてのノウハウを蓄積する一方、冒頭ご説明しましたとおり、過去2年間にわたり保護者や地域住民、学校関係者などが参画した学校運営協議会推進委員会、これはコミュニティ・スクール、学校運営協議会設置に向けた検討会としての位置づけでありますけれども、その推進委員会を設け、協議検討を重ねております。この推進委員会では、会議のほかに全国各地の先進的な取り組みを学ぶ視察のほか、研修会や町民講座の開催などによりコミュニティ・スクールの導入に関心を持っていただく方々の参画を得ながら、本町の規模や教育環境に合った導入のあり方や内容、目標などについて検討を深めてまいりました。

次に、ご質問2点目の小中一貫教育との違いについてご説明いたします。まず、前提ですが、2つの制度そのものの枠組みに違いがあります。コミュニティ・スクールは、先ほどの地教行法にその根拠があり、教育委員会が任命する委員で構成する学校運営協議会が公的組織として活動を展開する制度であります。一方、小中一貫教育は、教育課程の編成に直接関係することから、学校教育法などに根拠を置き、小中学校を一体化した修業年限を9年間とする義務教育学校の設置ができるなど、現在も法的環境整備が進められております義務教育期間に係る学校教育の制度であります。こうした枠組みの違いはありますが、本町では子どもたちに育てたい力、持つべき力について小中学校9年間を通した義務教育課程の中で特に養うことを狙いとして、幼児センターから高校までが連携し、英語教育などを中心とした緩やかな一貫教育に取り組み始めております。例えば外部人材の活用などにおいては、コミュニティ・スクールの取り組みと連動していくということを考えております。このようにコミュニティ・スクールと一貫教育につきましては、本町教育振興の両輪としてその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問3点目の学校関係者との議論につきましてですが、導入経過の中で説明しました

学校運営協議会推進委員会や研修会などに学校管理職を初めとした教職員が参画する中、十分な時間と労力をかけて検討を進めてまいりました。その結果、教育委員会として本町での制度導入、実施を決めたものであります。先ほど申し上げましたとおり、導入の内容についても議論を深めた結果、学校運営協議会を1園4校の合同で運営するなど、本町の实情に合わせた制度設計を行っております。

最後、4点目のご質問につきましてですが、制度導入までの2カ年にわたる学校運営協議会推進委員会の取り組みにおいてワークショップを重ねるなど十分な議論を行う中で、本町教育における目指す子ども像をニセコに誇りを持つ子どもとして掲げております。この議論の中では、子どもたちが町の行事やイベントに参加することにより、たくさんの人とコミュニケーションをとること、地域の特色や歴史を理解することなどを通じ、ニセコに誇りが持てる子どもの育成をコミュニティ・スクールの取り組みの中で目指すことが話し合われております。また、この目指す子ども像につきましては、小中一貫教育の検討協議会においても本町の一貫教育の狙いの中に位置づけ、コミュニティ・スクールの取り組みと足並みをそろえております。

なお、現在この議論を引き継ぎまして、今年度設置した学校運営協議会、本町ではコミュニティ・スクール委員会という名称をつけておりますけれども、その場においても目指す子ども像を含めて、委員会として行動目標について今まさに新たな議論を始めたところでございますので、今後の進捗状況をご期待いただきたいというふうに思います。

長くなりましたけれども、私からの答弁を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま教育長の答弁とおおり、コミュニティ・スクールの取り組みにつきましては、本町のまちづくりの精神とも合致するものであり、町としても教育委員会の取り組みを支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） それでは、再質問するのですけれども、大きく3つに分けて質問しようと思います。1つは導入目的、それから2つ目が導入に当たって十分な議論がされているかということ、それから3つ目が先ほど出ましたコミュニティ・スクールの目指す子ども像、ニセコに誇りを持つ子どもに関しての質問をします。

まず初めに、導入目的なのですが、教育長の答弁では国の制度のもとに学校の運営に関して力を合わせて、豊かな成長に取り組むのだということなのです。わかったような、わからないと言ったらいいのでしょうか。今回いろいろ調べまして、例えばニセコ町学校運営協議会の設置規則なんかには趣旨が載ってしまっていて、これだと地域とともにある学校づくりというのです。そうすると、ますますわけわからなくなってくるのです。何をもちいて地域とともにあるというのか、どのようなことが目的なのかわからないのです。はっきり言って、この導入目的が明確でないところに問題があるのでないかと思うのです。

もうちょっと私調べまして、これは文科省の平成25年7月のコミュニティ・スクールと学校支

援地域本部というのがあって、その資料の制度の概要というのがあって、コミュニティ・スクールについて書かれているのですが、やはりここにも地域とともにある学校づくりというのが出てくるのですけれども、それによって子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現を図ると、ここにこういう明確な言葉がやっと見つかりました。私としては、文科省のこの資料、これが非常にわかりやすく、これが導入の目的ではないかと思うのです。これは、もう少し平たく言うと、1つは質の高い学校教育、それからもう一つは子どもが抱える課題を解決する仕組みづくりであると、この2つだというふうに私は理解するわけです。

そこで、お伺いしたいのが今までの推進に当たっての協議会が2年にわたってあった。その議事録等を読んだのですけれども、地域の住民の方の経験とかを生かして、子どもたちの学ぶ経験を深め広げるということ、そういったものが非常に重点的にあって、これはまさに質の高い学校教育だと思うのです。ところが、その議事録の中にも幾らかそういういろんな問題、課題の解決というのは載っているのですけれども、果たしてもう一つの目的である子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりということに関して、この推進委員会において議論がどの程度されて、どういう議論がされているのか、それをまずお聞きしたいということが1つです。それが導入目的に関しての質問になります。

それから次に、導入に当たっての議論に関して質問したいのですが、ニセコ町学校運営協議会の設置規則の第3条の3に、教育委員会は、協議会を置こうとするときは対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童、または幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとするところがあるわけです。簡単に言うと、協議会を設置する場合には校長、それから保護者、そして地域住民に説明の機会、あるいは意見を聞くという場を設けなさいということだと思うのです。先ほどの答弁では、推進委員協議会の中でそれをやったということだと思うのですが、それでいいのかということなのです。要するにこれは広く地域住民に対して説明するという場だと思うので、推進委員会で説明するというのは、もう既にコミュニティ・スクールを導入することに対して賛成の方だけに説明するようなものですから、もうちょっと広く一般の住民に説明する場というのがあるべきではなかったのかということが1つ。

それから、もう一つは、学校教育の現場の先生に教育委員会なりがそういう説明の場を設けているのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

それから最後に、この目指す子ども像なのですけれども、ニセコ町の教育大綱の基本理念というのが心豊かで思いやりのある人や地域を育てるというふうになっています。果たして子どもが考えた場合に、このニセコに誇りを持つ子どもと教育大綱の基本理念である心豊かで思いやりのある人間になるというのとどちらが子どもにとっていいだろうかと思うのです。やはり人間性豊かにすることのほうが選ばれるのではないかと思うわけです。つまりコミュニティ・スクールの目指す子ども像と教育大綱の基本理念というのは、整合性がとれていないのではないかと思います。整合性がとれていないというのは、なぜそういうことになるかということ、目指す子ども像というのは大人から見た大人が期待する子ども像なのです。それは、結局大人の押しつけになる可能性があります。それによって子どもを型にはめるということも生じるのではないかと思います。子

どもが何を求めているのかということ、そういう視点を持って考える必要があったのではないかと思うのですが、ちょっとたくさんありますけれども。

○議長（高橋 守君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） それでは、大きく言うと3点のご質問について順次お答えします。

まず、1点目の導入目的にかかわるところなのですけれども、三谷議員のご理解のとおりだと思いますが、直近の文科省なんかの説明では、教育長から冒頭答弁させていただいたとおり、コミュニティ・スクールの導入目的というのが学校と地域住民とが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みであるということで、それを積極的に活用してもらいたいというような趣旨から法改正もして、環境整備を国としても進めてきたというところでありまして、我々もこれを積極的に利用して、おっしゃっていたような学校の課題ですとか解決だとかということにもあわせて取り組んでいこうということでもあります。

ただ、コミュニティ・スクール万能ではありませんので、全てをこのコミュニティ・スクールでいろいろ議論をして、あらゆる問題に対処していくという性格のものでもないことも事実だと思いますので、そうした前提を踏まえながら、地域住民の方が参画する仕組みであるというところを基本に据えて、導入の検討、それから今始まったばかりの活用、スタートを切っているということをご理解いただければと思います。そうしたところを十分過去2年間の議論、それから先進地を視察訪問して勉強する中でも我々教育委員会の職員、それからコミュニティ・スクールの準備委員会に参画していただいた皆さんともどもそこら辺も含めて、かなり具体的に勉強を積んで現在に至っているということでもあります。

それから、2点目のコミュニティ・スクール委員会の設置そのものについて意見を聞く、説明をするという場があったのかということですが、これも冒頭教育長説明させていただいたとおり、過去2年間の中で設置をするということが目標ではもちろんありますけれども、それに向けて丁寧な議論、それから説明も重ねて町民講座なども開いてきたつもりでございますので、そこら辺に関心のある町民の方々が積極的に受けとめていただいているものというふうに理解しております。ただ、最終的には法的に設置を4月1日からするという段になってから委員の選任についても最終的には各学校長の意見を正式に紹介する中で、異議なしということで了解をいただいております。それで委員を選任し、委員会を設置したという経過を踏んでおりますので、これまでの2年間の具体的な検討がそもそもその説明や意見交換の場ということでもありますので、そこら辺の流れについては十分ご理解いただければと思います。

それから、3点目の目指す子ども像については、議員おっしゃるとおり、さまざまなご意見があった中で、過去2年間のこれも推進委員会の検討の中で委員の皆さんも意見をぶつけ合いながらある程度中身を醸成してきたところでございます。今年度新しい学校運営協議会がスタートしましてからもまた議論を続けておりまして、そもそもこの誇りに持てる子どもというのはまさに議員おっしゃるとおり大人目線ではないか、またはこういう目標設定自体が妥当なのかというご

意見もある中で、改めてこの目標そのものについても議論を進めているということでもありますので、このコミュニティ・スクール、地域とともにあるということですから、まさに学校関係者、それから地域の関係者、みんなでこの目標そのものについても丁寧な議論を踏まえながら、今後活動を展開していくというふうに整理をしております。

あと、議員おっしゃった学校支援地域本部の取り組みですけれども、具体的な課題解決にはそのコミュニティ・スクールが万能ではないということを申し上げましたけれども、今後の展開の中で現在今ある国の制度として学校支援地域本部制度というのがございまして、その制度もあわせて活用したりする中で、より積極的に地域の方々に、さらにそのコミュニティ・スクール委員会以外の方も含めて学校の取り組みに参画をいただくなどの仕組みも構築可能ですので、そこら辺はこれから議論を進めていくということを考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からもちょっと補足をしたいというふうに思います。

三谷議員の導入に至っての課題があるというご指摘でしたけれども、実はこの2年間、確かに推進委員会ということで準備を進めてまいったのですが、その推進委員会そのものを立ち上げるまでの先ほど26年度に三笠市を訪問というお話もしましたけれども、その以前からニセコ町は教育振興基本計画というのがありまして、それに基づいて教育行政推進をしているわけですけれども、ニセコにおいてどういう教育を子どもたちのために進めていったらいいかという議論は、もう再三校長会議等で、あるいは定例会議だけではなくて各校の校長先生方と話をしてまいりました。

実は、校長会の中で毎年子どもたちの学習や生活に対するアンケートを1年生から高校生まで毎年とっていたわけですが、そのアンケートの結果から見えてくるニセコの子どもの強みとといいますか、いいところ、それから弱みというか、課題、そういうものも見えてまいりました。その中から、これから子どもたちが成長していく上でどんな力をつけていったらいいのかというあたりで、やはり学校教育だけではなかなか限界もあるという中で、地域の力もかりて、町ぐるみで子どもたちを育てていく仕組みが必要ではないかというあたりの議論はそれ以前から出てまいりまして、コミュニティ・スクールの可能性ということも考え、2年間の準備段階に至ったといういきさつがあります。ということで、推進委員会の議事録を拝見されたということで、それ以外に議論もかなりしているということをご理解いただきたいなというふうに思っているところです。

また、保護者、地域住民を交えた中での議論と、学校の教職員も含めてですけれども、先ほど言いましたように昨年町民講座において50名の地域住民の方々参加していただく中でワークショップを開催し、国のほうからも文科省のマイスターという方に来ていただいて、説明や意見交換を行ったという場を踏まえておりますし、それを2回ほど27年度と28年度と実施しております。教職員もこの1月に教職員向けの研修会を開きまして、コミュニティ・スクールと小中一貫の部分もあわせですけれども、不安とか、あるいは期待することだとか出してもらっています。生の

声を实际出してもらおうと、その中でよりいい方法を考えていこうというところで教職員の声も聞いておりますし、今年度に入りましてからは町の予算でつけていただきましたスクールコーディネーターという嘱託職員が教育委員会におりますので、その職員が学校を回って、そして教職員の研修の折にコミュニティ・スクールについて説明をして、さらにそこでも先生方の意見を聞いた上で今進めているというところでもありますので、私は確かに導入に踏み切ったわけですがけれども、その中でニセコよさを生かして、ニセコならではのコミュニティ・スクールになっていけばいいのかなど。地域ぐるみでみんな子どもたち育てていこうというあたりの仕組みになっていくことを願っているところです。

また、誇りを持てる子という、確かにこの議論も今課長言ったようにいろんな議論があるのですけれども、やはり地域で子どもたちを育てていこうという仕組みの目標になりますので、どうしてもニセコという地域に住んでよかったとか、ニセコで学んでよかったなど、ニセコが大好きだとか将来ニセコのために働きたい、そういうことを総括してニセコに誇りを持つ子どもという言葉が出てきたのではないかなというふうに思いますが、これも実は推進委員会の議論の中で、ワークショップの中で出てきた言葉であるということは議事録を拝見されるとご理解いただけるのかなというふうに思います。まだまだ今導入というところではありますが、まさしく今学校運営協議会の委員の方々と学習会を開いたり、昨日は全道の協議会にも出たり、そういう議論を踏まえて進んでいるところがございますので、ぜひこれからもご支援をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 加藤課長のほうからは、私の先ほど指摘しました目標、コミュニティ・スクールの目標として学校の質を高める、それからもう一つは子どもたちの抱えている問題を解決する場であるという、この2つでよろしいというふうにおっしゃいました。ただ、万能ではないと。あらゆることに対処するわけではないのだよということも言っていました。

私は、ここで1つ考えなければいけないことがあると思うのです。先ほどニセコ町教育振興基本計画というのも出てきましたけれども、この中でアンケートをしています。保護者がどういう教育を求めているのかということなのですけれども、幼児センター、小学生、中学生、ニセコ高校、特に小学生からニセコ高校の保護者が最も要望しているものは、いじめ解消相談体制なのです。これが一番保護者にとって喫緊の課題だとも言えるわけです。先ほど言ったコミュニティ・スクールの2つの目的の1つがそういった子どもたちの抱える課題を解決する仕組みであり、そういう場となるという、その可能性というのは十分あるわけです。ですから、ここの部分、保護者が何を求めているかに対してそれに応えられる場として成り立つ可能性があったわけです。だから、これはやっぱりもうちょっと推進協議会の中でも検討すべきだったと思います。

それから、もう一つそれを検討すべきだったというのは、ニセコ町教育振興基本計画の中にも出ていますけれども、ニセコ町の子どもというのは地域の活動にかなり参加すると。八十数%だということです。それから、実際ニセコ町でのそういった地域のかかわりというのは、いろんな形

で教育にかかわっています。例えば具体的な言葉を言っているのかどうかわかりませんが、あそぶっくの読み聞かせですとか、あるいは職業体験なんかを通して子どもたちに職業を教える。その他いろいろな田植えの経験ですか、そういったのがあるわけです。ですから、ニセコ町は、ある意味ではそういう地域を巻き込んだ教育というもう一つの学校教育の資質を高めるといふ部分においては、もう既にある程度の基盤ができていとも言えるわけです。そうすると、なおさら先ほど言ったもう一つの課題、問題を解決する場として考えていくべきだったのではないかと思います。今からでも遅くないので、その辺は十分これから検討していかなければいけないのではないかと思います。

それから、先ほどの私の質問では、学校の先生に対してどういう説明をしているかということなのですけれども、いろいろ協議してきたということで答弁でしたけれども、町民講座開いているとかとあるのですけれども、やはり学校もコミュニティ・スクールの一つの役割を担っているわけです。そうすると、当然そこにいる学校の先生もそのことを理解しなければいけないわけです。文科省のこのコミュニティ・スクールの総括といいますか、これも大分古くからやっていますから、どういう結果になっているかという部分を見ていたら、学校の先生の理解が50%あるか、ないかみたいなのところもあるのです。だから、つまり一般の人と一緒に学校の先生も町民講座に来ているから、それでいいということではなくて、やっぱり学校そのものに対して教育委員会がこういうものなのだ、一緒に取り組みましょうというような、そういう形での説明というのが私は必要ではなかったのかと思います。今までもしそれができていないのなら、これからはそういうような形でやっていくほうが学校の先生も取り組みやすいのではないかと思います。その辺がちょっと不十分ではなかったかと私は思います。

それから、この質問をしていると、まるでコミュニティ・スクール否定するのと思う人もいるのですけれども、私は決してそういうことではなくて、地域住民の参加によって子どもたちの経験を深め、広げることが十分できるし、そういうことも実際に見聞きしているところです。そしてまた、同時に今教育に関するいろんな問題があるわけです。いじめ問題、不登校、それから学校の先生の問題もやはりあると思うのです。これは、ここ最近の新聞に出ていますけれども、先生の多忙です。忙し過ぎるわけです。こういった問題も解決する場として役立つ可能性があると思うのです。だから、そういうこともひっくるめてコミュニティ・スクールというものを進めたいと思っていますのですけれども、ただ先ほど目指す子ども像で申し上げましたけれども、ワークショップの中で決まったことなのだからしょうがないみたいな言い方していますけれども、そうではなくて、やはりここで大事なことは、このコミュニティ・スクールの目標というのがニセコに誇りを持つ子ども、これは大人目線だと言いました。ここで大事なことは、子どもたちの当事者の意見を聞く場がないということです。これをどこかで設ける必要があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ご指摘ありがとうございます。

まず、1つですけれども、今学校運営協議会、コミュニティ・スクール委員会の中で、先ほど言いましたように目指す子ども像についてもその辺はいろいろとまだ意見があるところで、議論しているところなのですけれども、当事者、子どもたち、それから保護者にアンケートをとっていこうという話を先日まさしくしたところです。そのアンケートの中身というのは、これから精査するわけですけれども、そのような形で保護者の声も、あるいは子どもたち自身の声も十分に尊重しながら、コミュニティ・スクールを進めていきたいというふうに思っています。そのニセコに誇りを持つ子どもというのもまだ決まったわけではありませんので、これはまだまだ議論の中で、最終的にはそれになるかもしれませんが、多少ちょっと変わった表現にもなるかもしれませんが、一番子どもたちにも保護者にも地域の住民の方にもフィットする目標にしたいなというふうに思っております。

それから、教職員の理解については、先ほどちょっと私説明したのですが、確かに2年間の準備の中でそういうことも必要だったというふうに思いますが、先ほど申しあげましたように6月から7月にかけてスクールコーディネーターが全ての学校を歩いて、教職員全員がいる研修の中でニセコのコミュニティ・スクールについての説明をしております。そして、意見交換をして、そこでも教職員の声を聞いておりますことをご承知おきいただきたいなというふうに思っております。

最後に、教職員の多忙感、負担感というあたりについてですけれども、私はしっかりした仕組みをつくることで、逆に先生方が今まで準備だとかいろんな手続をしていた分をスクールコーディネーター、あるいはコーディネーター、事務局が今度は担っていくと。将来的にはその辺も地域住民の方々を中心になった仕組みになればいいかなというふうに思っていますので、先生方のむしろ子どもに向き合う時間が確保されるのではないかと、そういう仕組みにしていきたいというふうに思っていますので、今後いろいろなご指導をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、木下議員。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、検討中の法定外目的税について質問いたします。

6月の定例会にもこの法定外目的税について一般質問をさせていただきましたが、その議会終了直後に高橋はるみ知事がこの目的税の観光税の導入に向けて北海道観光審議会に諮問し、協議を進め、審議会が課税対象や導入後の用途について議論する検討部会を設置し、2月には道に答申するとの報道がありました。道としてこのように積極的に取り組む姿勢を見せている中、ニセコ町としても導入を検討しているこの法定外目的税について今後道や倶知安町とどのように調整を図って進めるのでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

目的税の概要や導入趣旨は、6月定例会で答弁をさせていただいたとおりでございます。今後町では具体的にどのような事業に財源を充当するのか、誰を対象とし、どのような徴収にするかなど制度設計を含めた検討を事業者の皆様や関係機関の皆様と進めてまいりたいと、このように

考えております。10月には庁内プロジェクトを発足し、具体的な項目の洗い出しを始めます。また、同時に日本交通公社が主催する観光地の振興、管理、保全などを目的とした財源に関する研究会に参画し、庁内プロジェクトにも抽出された項目を研究会でもご議論いただき、総務省にも意見を求めながら検討を進めていく所存でございます。

次に、プロジェクトの進行度合いにもよりますが、おおむねあらあらの方向性が見えたところで年末以降に倶知安町などとの意見交換を行いたいと考えております。並行して町内においては、町民講座や観光審議会、町議会議員皆様との意見交換などを開催し、熟度を高めてまいりたいと考えております。その後、北海道との協議や関係事業者との検討会を重ねながら内容を整理し、条例案づくりに着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 10月に庁内プロジェクトを立ち上げてということで、私のほうもこの目的税に関してというのは、今急激な海外からの来訪者が増加して、我々受け入れ側というのが非常に立ちおけているというのが今の現状だと思います。そういった意味で、この目的税に関しては一刻も早く本当に導入して、その立ちおけている部分への財源に充てていくべきだというふうに非常に考えております。

今10月ということと、その後年末に意見交換をして、その後道にというふうにあったのですが、僕が1点伺いたかったのは、ニセコ町としてのスピードに対するスタンスというか、それを1点まず伺いたいなということです。それというのは、例えばもう早急に検討を進めて、一日でも早く導入に向けて動きたいというのか、じっくりじっくり検討して、それから導入をしたいのかと。どちらかというのとどちらなのかということ、導入というか、検討をするということは、やはり目標を設定しなければいけないと思うのですが、その導入に向けての目標時期というのをどれぐらいに設けているのか。早くしなければいけないのか、じっくりするのか、どちらにしろです。

それと、もう一点、この目的税なのですが、例えば今宿泊税として東京とか大阪が導入しているものは、100円とか200円とかいった単位で徴収されています。ところが、1泊数十万円という部屋に泊まるようなニセコエリアに来る海外の富裕層、こういったところから100円や200円というのを徴収するというのは非常に現実的ではないと思うのです。何かこういった富裕層から、これからということはもちろん重々承知しているのですが、そういったしっかりと徴収できるような有効な手段というのは検討などはしていないのか伺います。2点伺います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、徴収方法の定額100円の部分でございますけれども、これまで目的税の中で宿泊税と言われる部分においては、定額のみしか今国内では存在していないという中で、確かに議員ご指摘のとおり、100円で本当にニセコの事業を行う上において財源となり得るのかということ、今後そのプロジェクト等で議論する中でどれぐらいのボリュームの事業、要するにその財源を充当する事業があるのかというようなところの頭出しをする中で、当然その辺のボリューム感というの

は見えてまいりますので、では金額的にどうなのかとか、定額がいいのかとか、そういう部分に関してはかなり税法上の制度上の問題も出てまいりますので、全国の研究会のほうとも連携をしながら、そこは勉強を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） スピード感については、一刻も早くというのか、じっくりかというのは、それは両方兼ね備えて、制度設計ですとか住民、事業者の皆さんとの合意形成、そして将来に続いていくものでありますので、その辺はがっちり制度設計をしてみたいと思います。ただ、何年間もこういったことに時間を費やすというのは効率的ではありませんので、それは道でもしっかり北海道庁の中でも議論をいただくということでもありますので、その進捗状況も見ながら、連携をして、この北海道全体にとって、あるいは地方自治体にとっていい制度というものをつくっていききたいというふうに思っております。

ただ、この制度自体は、東京や大阪方式のものもありますが、例えば課税のいわゆる納税主体をホテルに限定するのか、あるいは今各種旅行サイト、SNSでたくさんのインターネットで決済するところもありますので、そこを課税対象にするというのは海外では広く行われているものでありますので、そこまでやるのかですとか、先ほど前原課長が申しました消費税との調整をどう進めるかということも税制上の課題となっておりますので、これらのこともしっかりニセコ町としての制度設計を行い、今別府市を初め多くの自治体がこのメンバーとして入りながら検討するということでもありますので、その横のつながりも大事にしながら、しっかりしたものをつくっていききたいと、このように考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） ありがとうございます。

そういった意味では、先ほど町長のほうで答弁いただいた公益財団法人日本交通公社のほうで進めている検討会というのが今度10月に設立されて、そのキックオフセミナーというのがあるというふうに私のほうも承知しております。その中でも財団法人日本交通公社のほうでdestinationマネジメントの財源獲得手法についての内外の事例などを踏まえながら研究していくというふうにあるのですが、要は目的税を導入していくに当たって地域の観光振興をどう図っていくかということについては、DMO機能、いわゆるdestination・マネジメント・オーガニゼーション、この機能を持った組織というのがしっかり働くことというのが非常に重要だというふうに僕も考えています。ニセコ町においては、ニセコリゾート観光協会が地域DMOとして登録を目指していますけれども、春に現場のかなめの事務局長が契約年の途中で交代したばかりなのに、この間の7月、今度は任期途中で代表取締役が辞任し、交代するということが起きました。こういった任期途中で社長交代、重要な人事に関して、ニセコ町は50%の株式と議決権を持っておりまして、副町長も取締役として運営にかかわっている以上、しっかりとそこら辺のご説明をしていただきたいなど。なぜそういったことになったのかということをご説明いただきたいということがまず1点。

あと、マーケティング人材を派遣してもらおう形で募集していると3月の定例会時にも聞いたのですが、それが現在どういうふうになっているかということが2点目。

3点目なのですが、社長人事、これは重要なDMO機能を持ったものを目指すこのニセコリゾート観光協会なのですけれども、平成15年の9月に設立されて以来今までちょうど14年たったと思うのですが、今回の人事交代で社長人事が7人目、要は2年に1回ずつ交代しているような状況なのです。通常ではなかなかあり得ない交代劇が続いているわけなのですけれども、こういった状況で果たして本当に地域のかなめとなるDMO、地域DMOとして機能していけるのかどうか、この3点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） DMO人材の部分についてはですけれども、ただいま派遣先のほうの会社のほうとる調整をさせていただいているところがございます、年を明けたあたりにそれぞれそういう会社等については人事異動があるものですから、そのタイミング等で派遣をいただけないかということで現在調整させていただいております。まだちょっと細部は詰め切れれておりませんので、この場ではご説明できないのですけれども、そこについては粛々と進めさせていただいているというところがございます。

それと、協会のほうの人事ということでございますけれども、前事務局長、代表取締役とも一身上の都合ということでこのたび退職されておまして、新たに取締役でありました下田さんが代表取締役になったと。事務局長さんについては、募集をかけて、新たに新任の方が着任をされて、現在事務を進めていただいているという状況でございます。

DMOとして機能するかというところがございますけれども、観光協会自体は、ちょっと横文字で大変恐縮なのですけれども、DMOともう一つ対に言われているのがDMC、カンパニーということで、DMOというのは基本的に利益を生まない、階層でいうとちょっと上の層を取りまとめるような役割を担う組織と言われておりますけれども、DMCはその地域、地域に着地をさせる仕事をするところということでございまして、道内では富良野市さんの広域連携の中では美瑛町さんとか、富良野市の中でもフラノマルシェというようところがDMCの役割を担って、お客さんを自分たちの力の中できちっと着地をさせて、その中で自分たちもきちっと収益を上げて事業を行うというような形をとっています。観光協会は、まさにそのDMCの形をこれまで設立以来達成をしまいついてきているところがございます、DMO自体は最終的には今観光圏をやっておりますので、倶知安町、蘭越町を含めて3町で連携をしてつくっていくべきものというふうに考えております。今はその過渡期という中で対応をさせていただいているところというふうに理解をしております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 観光協会の部分について取締役としてかかわっておりますので、今前原課長からも一部回答がありましたが、ご説明させていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、観光協会、今回事務局長、社長が交代しております。これまでも短いスパンでかわってきたというのはご承知の事実でございます。そこで、今回事務局長、社長につき

ましては、それぞれ一身上の都合で本人の個人的な転職したいとかいろんな事情もありまして、今回はそれを承認した部分でございますが、やはり観光協会もいろんな問題を抱えている中で、これまで取締役会としても年四、五回の開催でございました。では、年四、五回の取締役会の集まりの中で全体の観光協会をしっかりと捉えて、きちっとした指導なり含めた体制がとれるのかといったら、ちょっとそれは私も疑問でございました。そこで、今回取締役会、去年末から頻繁に開催をしております。多いときには月2回も3回も集まっているときがございます。では、今後の観光協会どうしていくのだというふうに考えたときに、やはり取締役会としても観光協会をしっかりと捉えて、職員がたくさんおりますので、しっかり指導をして、ラジオニセコもありますので、それぞれの分野でしっかり機能を果たしていこうということで、今でも月1回は必ず集まって、全体を把握して、一緒に進んでいこうという体制になっております。その中で、事務局長、また社長もそのタイミングを図って、それぞれの個人的な事情もあって退職に至って、今に至っているところでございます。今度来ていただいた事務局長、そして社長もそれらの年前からの趣旨にのっとり一生懸命動いていただいておりますし、我々取締役も今後ともその辺の機能を発揮していきたいなというふうに考えております。そういう面では、全体を把握した中でDMO機能も含めて今後進めていきたいと思っておりますので、またお気づきの点ありましたら何なりとご意見いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了いたします。

この際、午後2時45分まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時43分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第1号

○議長（高橋 守君） 日程第5、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長(高橋 守君) 日程第6、議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長(高橋 守君) 日程第7、議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第4号 町税条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（高橋 守君） 日程第9、議案第5号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（高橋 守君） 日程第10、議案第6号 ニセコ子ども館設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） 今回の条例にかかわりまして、何点かお伺いをいたしたいと思います。

最初に、今回の条例の提案に至る経過について詳細なる説明をいただきたいというふうに思います。といいますのは、いわゆる子ども・子育て世帯の負担軽減あたりを軸として今回の条例改正に至っているのかなというふうに思案をいたしますけれども、町長の執行方針に今回の条例改正にかかわる基本的な事項について全く触れられていないと。それが本議会において突然提案されていく。そのことについてご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、いわゆる生活保護と準要保護の扱いでありますけれども、基本的に義務教育上の取り扱いだと私は認識しております、こども館の使用料にかかわって準要保護制度というものは、私は基本的になじまないのではないかなというふうに考えますし、また学校において保護者みずからの申請行為に基づいて教育委員会の判断に基づいた判定を受けると。その間には民生児童委員の助言ももらうというようなことから、今回のこども館を利用するものと学校教育の部分、確かに子どもは同じですけれども、本来のもともとの性質が違うのではないかなというふうに思いますが、その点はどういうふうに考えておられるか。さらに、今回負担軽減ということであります。2分の1もしくは第2子以降は全額と。これらに関して本年度中、平成29年の10月1日から施行されて、3月31日までの間で幾ら全体で減額予定となるかお知らせください。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 篠原議員の質問にお答えします。

ニセコこども館ですけれども、平成28年4月1日から本9月までに約1年半開業からたっております。その間におきましてもいろいろな諸課題等がありまして、それに対しては対応してきているところでございます。1点としましては、例えば27年度ぐらいの学童の関係でございますと、始まり時間、それとか終わり時間、これらにつきましても保護者ですとか利用者の方々のご意見を伺いながら、早急にスピード感を持って、28年の4月1日からは7時半から6時半というような開館時間の延長等をしているような状況でもございます。また、一般質問なんかにおかれましても日曜、祭日の開業はどうなのかというようなところもございまして、現在も引き続きこの部分につきましても、働く方ですとかいろいろな部分がありまして、現在も検討中であると。さまざまな諸課題がございます。

1点目の質問の今回の提案の経過、この部分につきましても、先ほど申しましたとおり、1年半の開業をしているところにさまざまなご意見等をお伺いしております。例えば保護世帯であれば利用料金が免除となるようなこと、それにあわせて議員がご指摘しておりました生活保護と準要保護、これは基本的には学校教育の部門の基準ではございます。しかしながら、この基準を使いながら、一つの判定基準としながらも、そのような例えば減免規定ができないかというところも原課、または首長とも協議しながら進めてきておりました。この部分につきまして今回ある程度準要保護になった家庭等の部分も決定しているような部分等もありまして、今回これらの判定基準を使いまして、10月1日から実施したいというようなことで条例の上程をしております。

また、あくまでもこども館におきましても、これらの減免基準につきましても申請行為というところから始まるものでございます。この部分につきましても、十分に保護者のほうにもご理解、またご説明を進めながら、申請、減免行為をしていくというようなことで考えてございます。

3点目のご質問でございますけれども、現在原課のほうでつかんでおります使用料の減額部分、これにつきましてももし減免の申請を行うこととなりますと6名の方が該当になります。6,000円というものが3,000円になりますけれども、今後は歳入で21万6,000円の減額が見込まれております。これが1年間、平成30年度同一の方が利用するという事になれば、単純に倍額した43万2,000円ほどが歳入の減額となるということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 執行方針3月の時点でお知らせいただきまして、一応1年間の当初予算を含めて方針を議会の皆さんにご説明させていただいたところがございます。その時点ではこのこども館の関係につきましては、今折内課長が言ったとおり、運営したばかりで諸課題が多いと。やっぱり難しいねという判断をさせていただいたところでもあります。しかし、職員や実際に働いている現場の皆さんの大変なご努力によりまして、多くの課題解決ができて軌道に乗ってきたという判断をさせていただいて、そのときに困窮世帯の皆さん、シングル含めてなかなか厳しい世帯の人にどうやって応援できるかということで制度設計を考えて、その中で義務教育における準要保護の仕組みをそのまま持ってきて、何とかそういう経済的に応援をできないかということで、それで担当課と相談をし、今回医療費の関係もあって、最短だったら10月から可能でないかということがあって、10月から少しでも早くということでやらせていただいたものであります。執行方針に書いてあればもちろんよかったのかもしれませんが、執行方針は1年間やる全てのことを網羅できるわけでは正直言ってありませんので、そのために年4回議会があって、その都度スピード感を持って住民の福祉向上に資するという制度だというふうに理解しておりますので、今般いろいろな作業の見通しが立ったものですから、議会に諮らせていただいて進めたいということが提案の趣旨であります。

それと、義務教育上取り扱いがなじまないということではありますが、第三者が公正に判断をして、教育委員会あるいは民生委員等の意見も聞いて進めている制度でありますので、別な制度を設けるよりは、このことで学用品もこういうふうに免除なり、減免するという仕組みをうまくここに当てはめて、少しでも経済的に厳しい家庭の応援ができればということで提案をさせていただいたものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 私自身は、減免につきましては積極的に行ってほしいという立場でこれは常におります。ただ、それを行うにしても、以前も申し上げましたけれども、年間42万円の減額をすると。要するに支援するということは、逆にそれを負担することも考えなくてはいけないということは当然のことだと思っております。そのためには、やはり基本的には年度当初で町長がきちっとしっかりとした方針のもとでこれを進めるべきではなかったのかというのが私の考えなのです。確かにスピード感はわかります。スピード感はわかりますが、その方針というものがあって、スピード感ではないのかなというふうに思いますので、再度そこをお願いしたいというふうに思いますし、また私は準要保護世帯と生活保護世帯と基本的には全く違う仕組みの中にあるというふうに思っております。今回生活困窮という部分に視点を当てるとするならば、幼児センターで採用している応能負担制度を導入すべきではないかと。それぞれの家庭の所得に応じて段階的にといいますか、それぞれのご負担をいただく金額を決めるということになれば、申請して承認を得た方もそうでない方もそれこそ平等の扱いになるのではないかとというふうに思います。余りにも何か拙速的に制度づくりをこれありきで進んでしまったのかなというふうに感じま

すので、その点はやっぱりもっとじっくりと考えて取り組むべきものだろうと。ここにはスピードかけないで、制度設計にスピードをかけるというところが私は必要ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） おっしゃる意見はよくわかります。制度設計自体も相当内部では議論をさせていただいて、事務の効率的な運営という面ではこの準要保護制度を利用して、実際に義務教育に係る子どもたちが来る施設でありますので、そういったことを考えると義務教育の要保護制度を活用するのが一番合理的で説得力のある制度であると。そして、複雑でもなくて、申請する方々もわかりやすい制度だと。教育と学童保育の関係も含めて、一体化するという意味ではこの制度が一番ではないかということで提案をさせていただいたものであります。

議論の中では、来年からという話もちろんありました。来年の執行方針で当初予算からというのはありましたが、やると決めた以上少しでも早く軽減負担をして、応援するのが筋でないかということで今回出させていただきました。できるだけ教育環境の整備を早目に行いたいという趣旨でありますので、ご理解賜ればありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） スピード感を持ってそういう設計をされたら。十分その気持ちはわかりますけれども、もう一つ最後につけ加えてご質問いたしますけれども、前回のこども医療費にかかわっては、諸般の準備があって10月1日ではできないと。私は、それは前もって準備をすればできるから、4月1日からやったほうがいいではないですかという意見でご質問させていただきました。今回は、逆に今回の状況であれば4月1日にさかのぼって減免できるという、こういう制度ではないでしょうか。これこそまさにスピード感持って、生活困窮されている方に対して手を差し伸べる、それこそ4月1日にさかのぼってやるべきではないかというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 今篠原議員言うように、確かにこども医療費の部分につきましては10月1日の実は始まりとなります。この部分につきましては、関係医療機関ですとかの調整、現物給付の部分ですとかの調整の関係があるということで、時間を要するというので議会のほうでもご説明いただきまして、10月1日の施行という形をとらせていただきました。

今回の部分につきましては、先ほどの町長等の答弁もございましたが、例えば先ほど篠原議員からもありました金額の応能の部分ですとか、金額を決める部分につきましても原課並びに首長との話し合いの部分である程度内部で進める部分があるというところがございまして、スピーディーに条例の上程としております。その論議の中におきましても10月1日のほうの施行期日にしたのは、関係ないと言われればそういう部分になるかもしれませんが、医療費の拡大、子ども・子育て支援の拡大というところの部分と今回のこども館を使用する子ども支援の拡大の部分というところがあわさりまして、基本的にはスムーズな運営ができるという判断のもとに10月1日の

施行期日という形で提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 10月にこだわった何かがあるわけではありません。担当課と話す中で、今先ほどの医療費もありますし、現場では少ない職員で相当実は多くの仕事をやっております。その中で、いろんな周知だとか事務作業とかどこからできるかというところで、最大はかつたら10月からできますねということだったものですから、現場の負荷とか町全体の総合的な事務の流れを見て10月とさせていただいたものでありまして、議会に提案するに当たって、お金がかかることでありますので、さかのぼって提案するというのであれば、それは最初からその時点で提案して、議会の議決を経て初めて動かすのが筋ではないかというように思われる場合も多いのではないかと私は思います。そういう面では、今回9月議会で議決をいただいて、10月からスタートという議会のお墨つきをいただいて進めるのが筋ではないかと思って今回提案させていただいたものでありますので、ご理解を賜ればとよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 ニセコ子ども館設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（高橋 守君） 日程第11、議案第7号 ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第12、議案第8号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) 一般会計補正予算の47ページのところの有島記念館費の補正予算72万円について二、三質問させていただきたいと思います。

一昨日有島記念館の学芸員さんより、有島記念館美術作品等資料登録業務についてかなり詳細な説明を受け取っています。今回72万円、これは藤倉作品の登録ですか、登録、収蔵のための資料登録業務委託料として追加予算をしたわけなのですけれども、私がお聞きしたかったのは、今回この寄贈を受けて、そしてまたさらにたくさんの作品が出たことにより収納するのに必要な経費として予算追加したわけなのですけれども、それで金額を切り詰めるためにいろんな努力をされているのはよくわかります。私がちょっとお聞きしたいのは、こういう絵画の寄贈を受けて、そして収納方針、今回はこれなのですけれども、ちょっと前後してごめんなさい。一昨日の説明の中で、この72万円の中には今後の藤倉作品のオリジナルカレンダーの町内配布とか、そういうのも全部含まれる金額としてなっているのでしょうか。それが1点と、それからこういう寄贈を受けた場合に50年後、100年後、これからもこれを維持していかななくてはいけないということがありますので、今回は72万円ですけれども、今後こういうこともまたこれから予算として当然ふえていくかと思うのですけれども、そういうことも当然念頭に入れてされているのか。

それから、もう一つ、一昨日の説明の中で年度内に館職員による作品及び作家の調査活動及び2次整理をやるということを書いているのですが、これについてはまた職員の時間外手当とかそういうものも出てくる可能性とかそういうことも含まれるのかどうか、今後のことについて含めてお聞きしたいなと思ったのです。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 守君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

せんだってご説明いたしましたけれども、改めて確認という意味も含めまして、増加の費用、委託業務の設計変更増という内容でございますけれども、作品の受贈数の増に伴いまして収納関係の消耗品、そういった部分の増となりますけれども、なるべく使用する消耗品のグレードを少し下げたりとか、当然品質確保に影響ないようにということですが、そのあたりを詰めた中で72万円どうしても不足するということで積算したところがございます。

なお、カレンダーの費用、今後ことしの冬、来年のカレンダーということで藤倉作品のオリジナルカレンダーを配布しますが、これらにつきましてはこの業務の中には、委託の中には入ってございません。

それと、今後の維持、予算の増ということで、例えば作品がふえるとランニングコスト等という心配される部分もあると思いますけれども、これらにつきましては収蔵庫の拡張など伴わない、物理的にスペースの増が伴わないということで、基本的には今の段階ではランニングコスト等の大幅な増というか、そういったことは見込んでございます。

それと、2次整理の業務ということで、先般の資料で書き出ししましたが、当初から予定している業務計画の中で行うということになります。ただ、進んでいる中で精査しないとかならないことがあると思いますけれども、基本的には現在の委託の中で職員と委託業者が連動してやっていくということになるという計画であります。

以上になりますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） そうしましたら、町内全部にオリジナルカレンダーを配るとするのは、ちょっと私気がつかなかったのかもしれないのですが、予算はどこから出る予定でありますか。

○議長（高橋 守君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 記念館の運営業務の中の館の運営経費の中から出させていただくということで、せんだって説明しましたが、B2判のカレンダーを行政推進員宛て文書の配布の際に基本的に全戸にお配りしたいということで考えております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） せんだって説明をいただいたのですが、ちょっとわかりにくかったので、再度説明をお願いしたいと思うのですが、46ページ、幼児センター費の償還金利息及び割引料の中において過誤納等還付金が8万4,000円なのですが、説明をいただいた中においては5年の時効

で返すようになったよというお話でしたが、この金額を集めるのに職員はかなり苦勞して対応してきたと思うのです。金額こそ少ないのですが、悪い言い方をすると逃げ得かという言い方もしなくなる場所があるので、この辺に対する対応の仕方を今後どういうふうにしていくかの説明がなかったように思うので、ちょっとお話しただければ。

あと、少なくともこの辺はやっぱりある程度管理責任もついて回る面もありますので、しっかりとした対応をしてもらわないといけないということがあるので、その辺を含めて説明願えればと思います。

○議長（高橋 守君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 済みません。きちんとした事務処理を行っておらず、このようなことになってしまい、大変申しわけなかったなと思っています。本当に申しわけありませんでした。

一応滞納者とは、口頭ではあったのですけれども、少しずつ支払う意思というのは実は確認しておりました。定期的にお話もして、納入をしてもらっていた部分も実はあります。保育料以外にも滞納している家庭もあり、そちらを先に納入して、その後保育料を納入するという約束をしていた家庭もありました。納入期間がそのためちょっと遅くなってしまったという家庭もありました。滞納者のうち1件は、ことしに滞納が完納したという家庭も実はあったのですけれども、やはりきちんとした債務承認というのをとっていなかったために時効ということになってしまって、還付をしなければならぬということになりました。時効成立前の未納の保育料がある世帯につきましては、債務承認を即として時効を中断させました。今後は、そのようなことがないようにきちんと債務承認もとっていきたいと考えています。申しわけありませんでした。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からもお答えしたいというふうに思いますが、私も含めてこの公債権、私債権の認識が十分ではなかったということと、時効の解釈についてこれもまた不十分だったということで私ども責任を感じております。今後このようなことがないように日常の管理しっかりしてまいりたいというふうに思いますので、この場をかりましておわび申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 小さい額なのですが、38ページ、2款1項6目19節、負担金の中のニセコ周辺地域産業活性化協議会町村負担金1万円と。法律改正の施行にあわせて新たな計画作成のための負担金が求められたということですが、法律改正の趣旨がどのような趣旨で改正されて、逆にその法律は何を求めているのかと。それからまた、当然当初から負担金を納めているのですけれども、町村1万円の負担で足りるようなものなのかと、その内容についてお知らせください。

それから、私も46ページの10款5項1目23節中の過誤納等還付金8万4,000円にかかわっているのですが、基本的に債権管理の問題として私は捉えるべきだなというふうに思います。ニセコ町、

要するに教育委員会だけの問題だけではなく、これはニセコ町のどこの部署でもあり得るところかなど。特に債権管理にかかわっては、意外と手薄なところもやっぱりあるのではないかというふうに考えますので、これはニセコ町の問題として今後捉えていくという考えを持っているのか、その点をお知らせください。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） それではまず、私のほうから38ページの19節、負担金の1万円のということですが、今回のこの負担金の求めている法律については地域未来投資促進法という法律で、この法律が求めるところは観光であるとか、それからちょっと読みますけれども、航空部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みがこれまでふえてきていると。そういうものを未来投資と捉えて、全国津々浦々で活発に行われているこれらの地域経済における稼ぐ力を育てていくということを法律の趣旨としているということでございます。

これについては、これまで運用しておりました企業立地促進法という法律に伴って、ニセコ町では平成22年にニセコ周辺地域産業活性化協議会というのをもともと平成22年からつくっておりました。これは、8町村でつくっておりました。これも計画を持って、これに準ずるような、この前段になるような取り組みを行っていましたが、法の趣旨としては、今までの企業立地促進法はいわゆる物づくりの企業の支援ということが主な目的でございましたけれども、世の中の変遷に伴いまして、物づくりだけではなくて観光分野ですとかさまざまな投資によって地域が活性化するというので、それらの物づくり以外のものについてもある程度の後押しをして地域の活性化に資する活動をしていこうということで、新たに今回地域未来投資促進法というのができたという経過でございます。

それに伴ってニセコ周辺地域産業活性化協議会では、これまでの法律に伴ってつくっていた基本計画を昨年見直しまして、平成28年から5年間の計画を今実施をしているところではありますが、この計画によるインセンティブといいますか、支援が今後どこまで続くかがちょっとはつきりしない状況になってきました。この辺は、後継事業としてスタートしている地域未来投資促進法の関係が出てきたということによって、これらとの関係性が出てきたわけですが、それに伴って今までのこの組織についても新たな法律、未来投資促進法にのっとった計画をやはりきちっとつくって、承認されていく必要があるのではないかという議論になりまして、それに伴って今、年度の途中ですけれども、勉強に何うだとかいろんな情報収集するだとかいうことに伴う旅費を確保したいと。事務局である構成町村からそのような話があって、みんなでそれを了解して今回の補正の1万円になったという経過でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 保育料の関係について私のほうからお話しさせていただきます。

現在税務だけではなくて、例えば今の保育料ですとか給食センター費ですとか公営住宅使用料、また水道料等々全体の収納対策委員会というのを町で組織をしております。今回公債権、私債権

の問題についてもその中で出てきた話題でございます。これまで税務課職員並びに水道課の職員等々を含めて、そういう収納対策というか、債権に関する研修会には常時出席はしておりますが、今回保育料に関しては認識ちょっと甘かったということで、収納対策委員会も含めまして全体の中でみんなでそういう研修を組まれるような方向で進みたいなというふうに思っております。また、収納対策会議の中では、今回保育の関係が出てきましたけれども、ほかの分野についてはその辺がないということを確認しておりますので、改めてお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 最初の1点目のニセコ周辺地域産業活性化協議会にかかわってなのですが、補正予算の理由としては計画作成のためのものというふうには私は受けとめたのですが、そうではなくて計画策定に用いるだろう知識、技能習得のための旅費部分ということでよろしいのでしょうか。

それとまた、今回の法律改正にあわせて市町村並びに北海道にかかわって今年度中に事業計画を上げて道の承認をもらうとかという、そういう手続というのは必要がないかどうか、その2点お願いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、補正予算ですが、必ず計画をつくるというためのものではないということで、確かに篠原議員が先ほどおっしゃいました後半の部分の情報収集のためにまず旅費が必要だということで、構成8町村で決めて、補正をするということにしたものでございます。

それから、今年度中に云々というところでございますが、実はこれについては私どもでももう少し態度を決めかねているといえますか、いう部分もありまして、これまではいわゆる広域で計画を持つ必要があったけれども、今後は広域でもいいし、単独町村でもいいということになっております。それで、今後この計画の申請を受け付けるのが今年度内にもう一度行われるということなので、ニセコ町としては少なくともそれには該当させるべく準備をしたいとは考えておりますが、これが現在構成している8町村とどのような整合がとれるかということについては、改めて検討してまいりたいというふうに考えているというところでございます。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷議員。

○6番（三谷典久君） 同じく38ページの今議論していますニセコ周辺地域産業活性化協議会なのですが、これが平成22年から発足しているということなのですが、今回補正で予算上がっているのですが、当初予算で見かけなかったような気がするということ、それからこの協議会の活動実態が余り見えてこない。何年か前にカラーのパンフレットを見たような気はするのですが、その活動実態を教えてほしいということ。その中で、こういうことによって何らかの企業を誘致することができたのかどうか、その成果というのがあるのかどうか、あわせて教えてください。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 平成22年度で組織をして、ニセコ町も構成メンバーの一つと。それから、これまでの間は、蘭越町さんがいわゆる事務局としてこの取りまとめをしていただいております。昨年の事業計画を平成28年から35年までの5年間の計画をつくるに当たっても、蘭越町さんが事務局として活動していただきまして、それに我々も参画しているという形でこれまで運営されてきた。それが今年度に至りまして喜茂別町さんにこの事務局が今移動して、喜茂別町さんが協議会の事務局ということで活動していただいているという経過でございます。

それで、これまでのこの8町村の中で、このスキームの中でどのような企業誘致がなされたのかと申し上げますと、一例と挙げると例えば喜茂別町さんのヨコレイさんという物流の会社さんの誘致等には、これらのスキームがあったおかげである程度のインセンティブが働いているというふうに承知しているところでございます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） それと、事務局が蘭越にこれまでであったということなのですが、そうするとこの協議会の実態というのが余りニセコ町内においては周知されていない、そういった報告というのが余りなされていなかったということなのかどうか。この協議会の実態が余りわからなかったのです。その辺をちょっとお聞きしたかったのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 確かに町民の皆さんに常に何かお知らせしておくというような活発な活動をしていたかという、そうではなかったかなというふうには思います。広域の中で活動もパンフレットをつくってみんなで周知するですとか、あとは全体の8町村が協力して何かきっちりやってきたかという、計画づくりをしてきたということはあるのですが、それ以外には大きな取り組みはなかったかというふうに現状では考えております。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（高橋 守君） 日程第13、議案第9号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 平成29年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（高橋 守君） 日程第14、議案第10号 平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号 平成29年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第2号

○議長(高橋 守君) 日程第15、発議第2号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

浜本議員。

○2番(浜本和彦君) オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案に反対する立場で発言します。

提案された意見書案にあるように、オスプレイの飛行に不安を感じる人々がいることは、私も十分理解しています。一方で、国が言うように我が国におけるオスプレイの配備に関しては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力、対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定にも資するものであるということは、私もそのように考えております。また、昨今の熊本地震の際にはオスプレイが派遣され、被災地域の生活支援物流輸送が行われており、災害救援活動にも活用されております。このこともまた事実であります。国は、今後ともオスプレイを含む米軍機の飛行に際しては、安全面の確保が大前提であるという認識のもと米国に対して安全面に最大限配慮するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくとの見解を示しており、私もこの考えに賛同しております。

以上のことから、オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書に反対いたします。

○議長(高橋 守君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番(三谷典久君) オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案の採択を求めて賛成討論

を行います。

去る8月18日、道内の日米共同訓練でアメリカ海兵隊のオスプレイ2機が恵庭市などにまたがる北海道大演習場に初めて飛来し、夜間訓練を含む訓練を行いました。オスプレイは、大演習場周辺だけではなく、胆振、後志、檜山管内の市街地など広い範囲で目撃が続き、道内を広く飛行していることが明らかになりました。しかし、地元自治体に対し、飛行経路などの情報は提供されていません。

道内の日米共同訓練は、沖縄の負担軽減を名目に今後拡大されることが心配されます。今回北海道民は、異様な爆音と地響き、欠陥機の疑いが指摘される機体を実際に上空を飛ぶ恐怖と不安を初めて体験しましたが、沖縄の空では毎日オスプレイや戦闘機、哨戒機、空中給油機が飛び交っています。夜の11時過ぎまでオスプレイの爆音が響く日があるといいます。アメリカ軍は、オーストラリア沖での墜落事故及び事故原因の詳細を示さず、安全を協調するのみで、それに追従しているのが日本政府です。今回の共同訓練では、高橋はるみ北海道知事もオスプレイの飛行を容認し、日本国民と地元の声と不安が黙殺されています。少なくとも非常時とは言えない平時においては、飛行経路に当たる自治体への事前の連絡があつてしかるべきです。

沖縄県議会は、8月28日、オーストラリアでオスプレイが墜落した問題で、オスプレイ配備撤回を求める意見書と抗議決議を賛成多数で可決しました。採決に当たり、オスプレイは昨年12月にも名護市で墜落しながら、米軍はその原因も明らかにせず、不誠実な対応である。オスプレイは、普天間に配備された24機中2機が墜落し、欠陥機であり、県民の頭上を飛ぶなど配備撤回を求めることは県議会の責務であると強調しています。豪州沖での墜落事故原因は、今なお調査中で、名護市での墜落大破事故に続き、事故原因の詳細な検証がなされていません。

また、今回のようにオスプレイが道内を我が物顔に飛び回るようなことが今後も続けば、異様な爆音と地響きが北海道の畜産業に与える悪影響も懸念されることです。北海道内でのオスプレイ参加による日米共同訓練の展開は、道民の安全と暮らし、なりわいを脅かすものであり、容認できるものではありません。日本政府は、飛行自粛を要請するにとどまらず、オスプレイの日本国内飛行を直ちに中止するようアメリカ側に要請することを求めるものです。

議員諸氏の皆様には、特に北海道でのオスプレイ飛行による影響をご賢察いただき、この意見書への賛成を求めるものです。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書案の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。

よって、本案は否決されました。

◎日程第16 発議第3号

○議長（高橋 守君） 日程第16、発議第3号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案の反対意見を申し上げます。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会の取り組みをリードしていくという使命を有しており、我が国の確固たる方針であります。真に核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国の参加を得ることが必要不可欠であります。しかし、核兵器禁止条約には核兵器国は一国として参加をしていません。核兵器国と非核兵器国の立場の隔たりを深め、核兵器のない世界の実現をかえって遠ざけるという結果になってはならないと考えております。我が国は、核兵器の批准と、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識のもと、核兵器国と非核兵器国の双方に働き、核兵器のない世界という理想に向けて一步一步着実に近づいていく現実的なアプローチが必要だと考えています。国は、今般国連で採択された条約は、このような我が国のアプローチと異なるものであることから署名、批准は行わないことにしたのであります。この条約の効力は、その締約国にしか及ばないということでありますので、日本が条約違反を問われる可能性は全くないということでありますので、反対意見といたします。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

三谷議員。

○6番（三谷典久君） 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案の採択を求め、賛成討論を行います。

毎年8月6日、広島市の平和記念公園で平和祈念式典が開かれます。ことしの式典の平和宣言で広島市長の松井一實氏は、7月に国連で採択された核兵器禁止条約に触れ、各国政府は核兵器のない世界に向けた取り組みをさらに前進させなければなりませんと訴えました。また、8月9日に長崎で行われた平和祈念式典での長崎平和宣言では、田上富久市長が冒頭からの半分を7月

に採択された核兵器禁止条約に関する訴えに費やしました。安倍首相は、広島、長崎での挨拶で条約には一言も触れませんでした。

広島、長崎では、毎年平和祈念式典が開かれ、72年前の原爆投下を告発し、平和へ向けてのアピールを訴え続けてきました。ことしの広島、長崎での平和祈念式典において核兵器禁止条約が最大の喜びをもって迎えられたことを直視し、この核兵器禁止条約の意味と重みを理解しなければなりません。原爆投下の体験は、日本人全体で共有しなければならない問題であり、広島、長崎の原爆を投下された当事者の平和への訴えは私たちの問題でもあり、ともにこの核兵器禁止条約を喜んで迎えるべきだと思います。

国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成で採択されたことは、核兵器を違法化する新たな規範が確立されたことを意味します。条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国も政治的、道義的な拘束を受けます。今回の核兵器禁止条約は、50カ国の批准から90日後には発効することになっており、核保有国が一つも参加しなくても条約は発効し、核兵器の禁止が法的に効力を持つこととなります。発効の時点で核保有国が参加しなくても条約を力に核保有国に批准を迫っていけば、核兵器の違法性を認めさせ、廃絶に向かわせていくことは可能です。

この条約をめぐる核保有国と非核保有国の対立を深めただけとか、実際には核兵器を廃絶するのが遠ざかったなどの論評があります。日本政府は、明確に反対を表明しました。日本は、唯一の戦争被爆国です。この条約における核兵器の非人道性の普及において積極的な役割を担える国であり、担うべき国です。しかし、日本政府は交渉に背を向けています。被爆国である我が国は、条約に調印し、批准することが国際社会から求められ、全世界の人々から待ち望まれています。日本が戦争被爆してから72年、世界は生物化学兵器と同様ついに核兵器を違法化するところまでこぎつけました。日本政府が一刻も早く条約に調印することを求めるためにこの意見書を提起しました。同時にこの意見書を採択することは、ニセコ町議会として核兵器廃絶への熱意と平和、人道に対する良心を内外に示すことであることを訴えて、討論を終わります。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するように求める意見書案に賛成する立場から討論を行います。

2017年7月7日、国連本部で開かれた核兵器禁止条約制定に向けた交渉会議は、国連加盟国193カ国の3分の2に当たる122カ国の賛成により条約は採択されました。核兵器を違法とする条約が国連で採択されるのは、歴史上初めてのことです。条約は、核兵器を壊滅的な人道上の被害を招くとし、人道的視点から核兵器の製造や保有などを禁止したものです。しかし、日本政府は、当初からこの核兵器禁止条約の交渉に反対し、参加していません。

2016年5月、当時のオバマ大統領は、アメリカ大統領として初めて広島を訪れた際に、安倍首

相は核兵器のない世界を必ず実現する。その道は、いかに長く、いかに困難なものであろうとも、絶え間なく努力を積み重ねていくことが今を生きる私たちの責任でありますと演説しています。にもかかわらず、日本政府は核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢は、核兵器廃絶へ向けた行動とは言えず、その言葉をほごとするものです。72年前の8月、広島、長崎に投下された原子爆弾により、人類史上想像を絶するような悲惨な経験をした日本こそが先頭に立って、核兵器の完全な廃絶を目指すために核兵器禁止条約の必要性を訴え、世界各国に参加するように主導する立場にあるはずです。

日本国憲法前文には、再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、日本国民は恒久の平和を念願し、平和のうちに生存する権利を有することを確認するとし、第9条には日本国民は国際平和を誠実に希求し、武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとあります。核兵器は、人類はもとより地球上に存在する全ての生命を断ち切り、環境を破壊します。9月20日から条約の調印が始まります。全世界の人々から待ち望まれている核兵器禁止条約に被爆国日本は速やかに調印し、批准することを求めます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書案の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数。

よって、本案は否決されました。

◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

◎日程第17 意見案第5号

○議長（高橋 守君） 日程第17、意見案第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○5番（竹内正貴君） 意見案第5号は、全国森林環境税創設促進議員連盟の要請に基づき、趣旨に賛同する私竹内が提出者となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

意見書の趣旨をもって提案理由にかえさせていただきます。

意見案第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。しかしながら、森林が多く所存する山村地域の市町村においては、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。よって、次のとおり制度創設の実現を強く求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源を充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号から日程第19 議案第12号

○議長（高橋 守君） 日程第18、議案第11号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件及び日程第19、議案第12号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件の2件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第18、議案第11号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）についてご説明いたします。

別冊の定例会議案、追加と書いたほうをご用意願います。そちらめくっていただいて、2ページでございます。議案第11号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ814万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,401万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が3ページ、歳出を4ページに載せてございます。

5ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入を5ページに、6ページに歳出を載せてございます。6ページ、歳出の一番下の合計欄をごらんください。今回の補正額814万5,000円の財源につきましては、全て一般財源でございます。

説明の都合上、歳出の8ページをごらんください。8ページ、歳出でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では、簡易水道事業特別会計の歳入歳出補正に伴う繰出金49万7,000円の補正でございます。

続いて、9ページになります。7款商工費、1項商工費、3目観光費では、13節委託料でニセコ中央泉源孔内カメラ撮影調査業務20万6,000円及び15節工事請負費でニセコ中央泉源ポンプ取りかえ工事744万2,000円の補正計上でございます。こちらにつきましては、別紙でお配りしております補足資料の追加分と書いた資料がございますので、こちらのほうを見ながらご説明させていただきます。補足資料では、追加分のほうの1ページになります。1ページから2ページにかまけて中央泉源ポンプ取りかえ工事の概要ということで、時系列順の状況と対応について図を示しながら記載してございます。

まず、1ページの一番上、①の部分ですが、こちら、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯で使用しており

ます中央泉源水中ポンプは、平成29年度当初予算にて交換メンテナンスを実施いたしましたが、完了後運転中に動力ケーブルが破損し、温泉のくみ上げができなくなる事態となっております。当面の綺羅乃湯営業継続のため、1ページの②のところになりますが、先日の専決でご承認いただきました補正予算により、原因究明及び今後の抜本的対応策の検討のためカメラ撮影調査を実施し、その後現行より口径の小さいポンプへの入れかえ工事を行うこととしておりました。今回ポンプの入れかえ工事として既存ポンプを引き上げた後、2ページの③になりますが、井戸孔内のカメラ撮影調査を行いました。井戸を保護するケーシング管内に温泉スケール、これは温泉成分が固化したものです。温泉スケール等の付着を初め、穴があいたり、まくれや欠損が生じたりするなど全体的に腐食が進行しており、さらに地下60メートルを超えたところで閉塞が生じ、カメラ撮影調査を継続できない状態であることが判明いたしました。このような井戸孔内の状況では、新たなポンプをおろす作業もできかねることから、2ページの④になりますが、本追加補正予算によりまして井戸内の状況を改善させる作業を講じた後に、さきの専決補正にて措置しております小型ポンプ及び揚湯管を設置し、機能を回復させたいと考えてございます。

追加補正予算での具体的作業としては、ケーシング管内に生じている温泉スケール等の除去、ポンプを配置する地下150メートル付近までを内挿管で覆う作業、現状を把握するため井戸底部300メートルまでのカメラ撮影調査の実施を予定しております。

なお、現在綺羅乃湯への配湯は、自噴している温泉水を緊急的に送水して対応しております。本工事を進める上でも営業への影響を最小限にするべく十分考慮し、作業を進めたいと考えてございます。

なお、補足資料の3ページから8ページにおきましては、温泉ポンプ及び動力操作交換工事のそれぞれの状況、また写真等について掲載させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

次に、7ページ、歳入でございます。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を814万5,000円増額補正するものでございます。

議案第11号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第12号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算追加分について説明をいたします。議案の10ページでございます。議案第12号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,939万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が11ページ、歳出を12ページ

に載せてございます。

13ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

14ページをごらんください。今回の補正額49万7,000円の財源については、全て一般財源でございます。

それでは、こちらも歳出からご説明いたします。16ページお開きください。2款管理費、1項1目維持管理費、13節委託料において水道施設実施測量設計委託料として49万7,000円の増額補正でございます。この位置、箇所図といたしまして、こちらも別冊で本日お配りいたしました補正予算資料のナンバー4というものををご用意願います。補正予算資料ナンバー4でございます。こちらの4ページをお開きください。4ページの下段に箇所図ということで載せてございます。

(何事か声あり)

失礼しました。少々お待ちください。

○議長（高橋 守君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時08分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

○副町長（林 知己君） 大変失礼いたしました。

それでは、別紙でお配りいたしました4ページをごらんください。元町地区、道の駅ニセコビュープラザの道道岩内洞爺線の向かい側になりますが、元町地区での民間開発、これは食品加工販売ですとか社員住宅などに伴いまして既設の水道管が支障となっていることから、開発スケジュールに応じた対応がとれるよう水道管移設工事に向けた実施設計委託料を計上してございます。

支障となる理由でございますが、当該水道管は道道ののり面に埋設されておりまして、今回の開発エリアが道道に面して同じ高さを予定していることから、開発行為により現在の道道ののり面が支障となり、そののり面の高い位置に埋設されている水道管も移設しなければならない状況となっていることから、今後の水道の安全管理を考慮し、歩道の路肩に移設したいと思います。開発事業者としては、北海道との協議が済み次第工事を行いたいとのことから、水道管の移設も含めて行う必要が生じてございます。

なお、今回の移設については、開発エリアの前後を含めて140メートル程度移設することによりまして、今後の周辺地域での開発計画を含めて総合的に判断したところでございます。今後水道管移設工事の工事費を積算後に、臨時議会、もしくは状況に応じまして専決処分で補正予算を提案させていただきたいと考えております。また、委託費、工事費の財源につきましては、起債で対応すべく調整中でございます。

次に、15ページ、歳入でございます。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、歳入歳出補正に伴います収支均衡による49万7,000円の計上でございます。

説明は以上でございますが、本補正予算に係る各会計総括表及び一般会計、簡易水道会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、先ほどもごらんいただきました補正予算資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第11号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

浜本議員。

○2番（浜本和彦君） 9ページの例のポンプ700万円出ておりますけれども、今までどのような管理を行ってきたのか。私の経験上からも、これを見る限りはこれはひどいといしか言いようのない状況だと思います。過去つくられてから何年たって、その間どのようなメンテナンスをやったのか。今後新しくしなければいけないことなのではございますけれども、今後どのような管理をしていくのかを含めてご答弁願います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまのご質問お答え申し上げます。

町のほうでこれまで温泉源2カ所保有しておりまして、1カ所、ニセコ泉源のほうは昨年度におきまして事業者のほうに譲渡させていただいたところでございます。そちらの温泉のほうはもう30年を経過しているような泉源ということでございましたが、温泉水が硫黄分等を含めてかなり強い温泉ということで、2年に1回程度ポンプがどうしても壊れるという中で、そこではメンテをさせていただいてきたというのが一つの経験値としてまず持ってございました。

その中で、この中央の泉源に関しては、平成21年にポンプの改修をしておりまして、施設の供用開始から8年たつてのポンプの改修ということで、ここのお湯自体は非常に穏やかなお湯ということで、ごみもつきにくいし、そういう部分では腐食も起こりにくいだろうということで、その21年のメンテナンスのときにもその部分では問題ないということで行って来て、おおむね8年、前回8年経過している中でのメンテナンスということで、今回壊れる前にメンテナンスしようということで当初予算に計上させていただいてきたという経過がございます。この井戸自体自噴をする井戸でありまして、水位が非常に高いというところがまず山の泉源とはちょっと違っているというところがあります。これまで供給がとまるという、山のほうはよくお湯がかれて、供給不能になることがあったりすることが渇水期にあったのですが、中央の部分に関しては全くそういうようなことがなくて、ずっと順調にきていたということがあって、そういう部分では安心をして、通常の外見検査のみでこれまで行ってきたということで、管の中については確認をしてきていなかったというのが実情でございます。今回このような状況に陥っているということでございますので、これまでポンプの入れかえのときには特段カメラ検査というのを行ってきていないのですが、今後はポンプの入れかえする際には必ずカメラ検査をする中で、その状況を常に把握しながら、適宜対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員派遣の件

○議長（高橋 守君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第21、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（高橋 守君） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。決算特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時20分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（高橋 守君） 先ほど青羽議員から、意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など

教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。

意見案第6号について日程に追加し、追加日程第23とし、議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第23 意見案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第23、意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○3番(青羽雄士君) 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第2号の意見書です。私が提出者になり、各総務常任委員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育に受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要であることから、次の5項目を実現するよう要請するため、地方自治法第99条に基づき本意見書を提出する。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

4、就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

5、働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現すること。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第6号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成29年第4回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員